

9月13日（金）

令和元年9月13日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、社民党の満行潤一です。2日目です。昨日、大分バッティングして質問をカットしました。めげずに頑張っていきたいと思います。

北海道の自治体で人口が2番目に少ない、神恵内村に行く機会がありました。人口850人、役場職員は一部事務組合消防職員を入れても45名の、本当に小さな村です。隣村の、泊原発がある泊村との平成の合併協議も不調に終わり、現在に至っています。役場以外に大きな勤め先がない。役場職員の採用も、地元の若者が敬遠して苦労している。

しかし、役場は元気でした。視察目的だった防災対策も、最後のとりでとして住民のニーズに応えたいと、一生懸命でありました。昨年経験したブラックアウトを今後回避するために、唯一の避難所である中学校に整備した、再生可能エネルギーを活用した停電時の電源確保システムは立派でした。地方自治の原点を見た思いであります。

さて、この20年間の日本経済は正しく機能していません。この20年間、全く経済成長しなかった国が日本だけだと言われます。

この20年間ずっとデフレが続いてきましたが、国民の貧困化も進行しています。この間の家計収入は120万円以上も低下したと言われてお

り、専業主婦は激減し、今や働く主婦は1,100万人を超え、そのほとんどがパートや派遣といった非正規雇用。児童の貧困化も深刻です。また、「官製ワーキングプア」と称される、自治体で働く臨時、パート職員の処遇改善も急務だと思います。

そして、本県の最大の課題は、「少子高齢化の進展による人材の確保」です。あらゆる職種で人材が足りていません。

昨年の高卒県内就職率は56.8%。年々アップはしているものの、実質、全国最下位のレベルです。最低賃金の格差は223円。全国最下位レベル。これでは若者は地元に着してくれません。

ここで、看護師の都道府県別平均年収のデータを紹介します。出典は厚生労働省平成30年度賃金構造統計調査です。

看護師の平均年収の高い順に、1位は神奈川県、2位は東京都、3位は三重県、4位千葉県、最下位の47位は宮崎県です。1位神奈川県の平均年収は531万円、宮崎県403万円、その差128万円。全国平均は479万円、その差76万円。また、宮崎県内の女性の平均年収が300万円で、全国で断トツの最下位となります。全国最下位レベルの県民の所得向上が、何より本県の喫緊の課題だと思います。知事の所見を伺います。

議案第6号から第9号に関連して、会計年度任用職員採用制度について伺います。

地方公務員法の改正で、自治体で勤務する非正規公務員の多くが、会計年度任用職員採用制度に移行します。働き方改革の動きによって始まった制度です。新たに守秘義務を課せられたりしますが、雇用期間6カ月以上の人には期末手当の支給ができるなど、処遇の改善を図る

「同一労働同一賃金」を目的としており、官製ワーキングプアの解消につながればと思います。

また、職員数の削減の受け皿となり、安易に採用し、増加し続ける非常勤職員増の歯どめになればとも考えます。以下、幾つかの質問をいたします。

1. 対象職種はどうなるのか。

2. 採用の数は、現在の臨時嘱託職員と同じぐらいの数となるのか。

3. これまでの賃金に、通勤手当、一時金が加算されるイメージか。また、年収ベースで増額となるのか。

4. 現任用者の継続雇用は雇用者側の当然の義務と思うが、どうなるのか。

5. 本来あるべき姿は正規職員配置だと思いが、見解を伺います。

6. 制度移行に伴う人件費に対する国の財源負担はあるのか。

以上質問を申し上げ、以下質問者席から続けます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。県民の所得の向上についてであります。

少子高齢化により人口が減少する中にあって、人材の安定的な確保を進める上では、給与や所得水準の向上は非常に重要な課題であると考えております。そのためには、本県産業を支える中小企業等の稼ぐ力を高めるとともに、労働者への配分をふやしていく必要があります。

このようなことから、県では、フードビジネス、医療機器関連産業など成長産業の集積や、地域経済を牽引する中核企業の育成、起業支援等の取り組みに加え、6月補正予算で措置しま

した農業、介護分野におけるICT化の推進や、成長期待企業を目指す県内企業の育成など、企業・産業の魅力や収益力の向上に取り組んでいるところであります。

今後とも、これら産業振興の取り組みを一層強化していくとともに、私自身、経済団体や業界団体の方々に対し、さまざまな機会を捉えて、直接、給与や労働環境の改善の働きかけを行うことにより、若者を初めとする宮崎の将来を担う人材の確保につなげてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○総務部長(武田宗仁君) [登壇] お答えいたします。

まず、会計年度任用職員へ移行する職についてであります。

会計年度任用職員制度の導入に向けて、現在、来年度から設置する職の整理を行っているところであります。

具体的には、特別職非常勤職員は、専門的な知識・経験等に基づき、助言、調査等を行う者に限定されるとともに、臨時的任用職員については、一般の職員に欠員を生じた場合に限り任用することになります。

そのため、従来の非常勤の職のうち、例えば消費生活相談員や用地調査員などのように、一般の職員と同様に地方公務員法の定める守秘義務などの服務等を課すべき職が、会計年度任用の職に移行することになります。

次に、任用予定数についてであります。

会計年度任用職員については、年度ごとの事業実施の状況等により、その職の必要性を吟味し設置することとされております。現在、特別職非常勤の職からの移行を含め、来年度の業務量や内容などを把握した上で、任用予定数を検討しているところであります。

今後、それぞれの職場の実態に応じて、必要な業務に適正な職を設置し、任用してまいりたいと考えております。

次に、処遇の改善についてであります。

会計年度任用職員の給料・報酬の水準は、従事する職務の内容に応じて、一般の職員の給料表を基礎としており、また、一定の条件を満たす場合には期末手当などの諸手当も支給されますことから、給付面での改善も図られるものと考えております。

次に、臨時・非常勤職員の雇用の継続についてであります。

会計年度任用職員を任用するに当たっては、毎年度、適切な募集を行った上で、客観的な能力の実証を行う必要があります。

このため、来年4月以降、今の臨時・非常勤職員が、自動的に継続して会計年度任用職員に任用されることはありませんが、今と同様の会計年度任用の職に応募し、適切な選考を経て、任用されることは考えられます。

次に、職員の配置についてであります。

現在、制度の導入に向けて、臨時・非常勤の職について業務の見直しを行いながら、個別に検証を行うとともに、業務内容、勤務形態等に応じて、一般の職員を配置するのか、あるいは会計年度任用職員等を任用するのかを検討しているところであります。

また、来年度以降についても、毎年度の検討の中で、適切な職員の配置に努めてまいりたいと考えております。

最後に、必要となる財源の負担についてであります。

今回の制度改正に伴い必要となる財源につきましては、国において、給与等に関する調査が実施されているところであり、その結果も踏ま

え、地方財政措置について必要な検討を行うこととされております。

県としましても、引き続き、必要な財源の確保について、国に対して要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。知事も触れられましたが、県内の企業がどんどん成長し、その中で働く人たちの分け前がまたふえる。ぜひ、そういう賃金アップについて、今後とも県を挙げて努力いただきたいと思っています。

続きまして、一ツ葉有料道路の有料期間の延長について触れます。

知事は4日の記者会見、そして開会日の提案理由説明で、「県民の安全・安心を守る観点から、財源を確保し耐震化を進めていく必要がある」と説明されています。

耐震化を推進する理由は十分理解できます。しかし、なぜ全額通行料金で充たなのか、国の交付金など税金投入はできないのか、改めて確認します。部長お願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有料道路制度につきましては、道路整備特別措置法に基づき、国土交通大臣の許可を受け、借入金等を財源に新設または改築し、通行料金を徴収して、その返済に充てる制度であり、耐震対策等の費用につきましても、全て通行料金で賄うこととなっております。

一方、交付金など国の補助事業につきましては、有料道路以外の、県や市町村が管理する道路の改築などを対象としておりますので、一ツ葉有料道路の耐震対策についても、交付金など国の補助事業では実施することができないこととなっております。

○満行潤一議員 他県の事例はどうか、災

害復旧工事とか国土強靱化等に伴う対策として、公費を投入した事例はないのか確認します。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 道路公社が行う災害復旧に要する経費につきましては、原則として、通行料金により賄うこととなります。

ただし、公社の経営に支障を来すような大規模な災害が発生した場合には、地方道路公社法により、その経費の一部を国や県が補助することができる規定があり、東日本大震災や西日本豪雨による災害において補助した事例がございます。

また、今回提出した議案と同様に、有料道路の事業変更を行い、国土強靱化に必要なレベルの耐震対策を実施している事例はありますが、交付金など国の補助事業での実施事例は確認できなかったところであります。

○**満行潤一議員** もうちょっと工夫が必要かと思えます。

同記者会見で知事は、「南海トラフ巨大地震の発生確率が高まるなどの状況があり、スピード感を持って耐震化に取り組む必要がある」、また提案理由説明では、「県民の負担を軽減するために引き下げる」とされていますが、県民の負担感は低下するかもしれませんが、県民負担は同じです。

県北の皆さんからすれば、延岡南から佐伯までは無料、九州中央道の無料区間が延伸し、大分市や熊本市、熊本空港が短期間でどんどん便利になってきます。10年も有料期間が続けば、宮崎市がどんどん遠くなっていくのではないのでしょうか。

150円にした根拠は何なのか、お伺いいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 一ツ葉有料道路の耐震対策のためには、新たに40億円の投資を行い、それを償還していく必要があるため、料金と徴収期間について、複数案を検討してまいりました。

通行料金の決定に際しましては、有識者会議において、「料金低減を図るべき」、また「北線と南線は同額がよい」、さらには「徴収期間が長期になると、社会情勢の変化が大きく、将来を見通すことが難しい」などの意見があったことから、総合的に勘案した結果、平等性や利便性の観点から、北線・南線とも同一料金とし、普通車で150円としたところであります。

○**満行潤一議員** 知事は記者会見で、「無料開放を期待していた県民に対して、県議会での議論を通じて丁寧に説明していきたい」と発言されています。

有識者会議は3回開催されたようですが、県議会には担当委員会への経過報告だけで、意見集約の機会もないまま、今議会での提案となっています。これまで議会に対して経過説明が不十分だと感じます。

昨日の答弁は、無料化を望んでいる県民にとっては、有料化の根拠としては説得力を持たないと思います。県民の意見を真摯に受けとめて、今議会ですべて丁寧に説明、質疑を深めていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○**知事（河野俊嗣君）** 一ツ葉有料道路につきましては、昨年9月に国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示される中、これを受けて11月議会におきまして、耐震対策について、有料継続の可能性を含めて検討していくことを表明したところであります。その後、県議会や有識者会議の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。

検討の経過につきましては、昨年度から今年度にかけて、4回の商工建設常任委員会におきまして、財源確保を含め、耐震対策の必要性や有識者会議の目的等について説明を行いますとともに、有識者会議開催の都度、その説明内容や意見につきましても報告をさせていただき、御意見を伺ってきたところであります。

また、7月の常任委員会の調査の際にも、現地にて説明を行ったところであります。

私としましては、このような経過の中で、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果、計画どおりの無料化を願う県民の期待に沿うことはできませんでしたが、有料を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。今回提案をさせていただいております議案の内容につきましては、今議会の審議の中でも、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 有識者会議で示されたであろう資料も、まだ県議会には提示もされていません。

仮に40億円かかるとして、毎年4億円ずつ一般会計から支出すれば10年間で40億円。これは政治判断で可能だと思います。この件につきましては、引き続き渡辺議員が一般質問を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次、よろしいでしょうか。電子県庁の取り組みについて伺います。

本県では、平成24年3月に策定した「宮崎県電子行政推進指針」に基づき、本県行政の情報化施策に係る取り組みを行っています。

電子県庁は、県民の行政手続、各種の許認可申請手続や書類の交付手続など、行政窓口に行かずしてインターネット上で完結することを目的に始まったと思います。

その後、情報通信技術の一層の進展とともに、国において、「地方創生IT利活用促進プラン」等の新たな施策が示され、マイナンバー制度等を活用した電子行政サービスの推進や、情報セキュリティー対策の強化、災害対策の強化など、多岐にわたるようになりました。宮崎県電子行政推進指針改訂版である「eみやざき推進指針」として改訂も行われています。

今後とも、社会情勢の変化に注視しながら、市町村と連携し、本県における電子行政のより一層の推進に取り組む必要があると思います。電子県庁の取り組み状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県におきましては、これまで、「eみやざき推進指針」に基づき、行政手続のオンライン化の促進、各種業務システムの一層の効率化や安定性の確保など、電子県庁の推進に取り組んできたところであります。

これに加えまして、本年3月に、業務の指針となります「宮崎県官民データ活用推進計画」を策定しまして、業務における、いわゆるRPAの導入などによる行政事務のデジタル化や、県が保有するデータの積極的な公開などにも取り組んでいるところであります。

また、市町村との連携につきましては、「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」を設置いたしまして、本県の基幹的な情報通信基盤である「宮崎情報ハイウェイ21」や、不正アクセスなどを防ぎます「宮崎情報セキュリティアワード」を共同で運営するなど、効率的・効果的な行政運営の推進に努めているところであります。

今後とも、県民の利便性向上や行政事務の効率化等を図りますため、電子行政の実現に向け

た取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、県の収納方法のデジタル化について伺います。

諸外国に比べておこなっている電子決済の普及に向け、国主導で動いています。県税や手数料などの収納方法として、納付書にQRコード、バーコードを付加して簡単決済といかないものでしょうか。現金収納以外の対応状況と、今後の見通しについて、会計管理者をお願いします。

○会計管理者(大西祐二君) 県税や手数料などの公金の収納方法につきましては、金融機関の窓口での現金収納以外に、収入証紙や口座振替によるもののほか、使用料や県税の一部には、コンビニでの窓口収納を行っているものもございます。また、自動車税などでは、クレジット収納に加えまして、昨年度から、スマートフォン決済を利用した収納も開始したところでございます。

今後、民間ではキャッシュレス決済が普及していくものと考えられますので、公金収納におけるキャッシュレス化につきましても、県民の利便性や収納事務の効率化の観点から、引き続き関係部局と連携を図って、適切に対応してまいります。

○満行潤一議員 民間におくれないように、しっかりお願いします。

次に、納税用セミセルフレジ導入についてです。

県税事務所に、納税用のセミセルフレジを11月から導入すると報道されていますが、導入に至る経緯とメリットについて伺います。

○総務部長(武田宗仁君) 今回導入しますセミセルフレジは対面式で、職員側、納税側それぞれにある液晶パネルの画面に税目や税額を表

示して、双方確認の上で、納税者本人が現金をレジに投入して、つり銭も自動的に受けとることができるものであります。

現在、窓口で現金を収納する際は、誤収納防止のため、必ず職員が2人で対応するようにしておりますが、納税者にとって、納付手続に時間がかかることや、職員を窓口に拘束する時間が長くなり、窓口事務の負担が大きくなっていることから、セミセルフレジの導入を検討してきたところであります。

この導入によりまして、誤収納防止や窓口事務の効率化・迅速化による県民サービスの向上だけではなく、職員の負担が軽減され、働き方改革にもつながると考えております。

○満行潤一議員 次に、マイナンバーカードについてです。

「全公務員に取得 実質義務化へ」と大きく報道もされておりました。報道では、「1割強で低迷している普及率を高めるため、公務員本人・扶養家族の計700万人超が率先して取得を済ませる。マイナンバーカードは2021年3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定。これに伴う申請増加に備え、公務員が先につくって事務集中を避ける狙いもある」となっていました。

扶養家族もとらせるということは、家庭内のプライバシーを侵害しかねない事態も想定されます。取得の強制はできません。

総務省は6月に通知文を都道府県に発出しているようですが、本県知事部局職員の取得状況はどうなっているのかお尋ねします。

○総務部長(武田宗仁君) 国が実施しました、ことし6月30日時点でのマイナンバーカードの取得状況調査によりますと、知事部局における職員の取得状況につきましては、被扶養者

を含めまして7,768名中1,261名であり、取得率は16.2%となっております。

○満行潤一議員 本年5月に改正健康保険法が成立し、2021年3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定ですが、共済組合、国民健康保険の対応状況をお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 地方職員共済組合におきましては、マイナンバーカードの健康保険証としての本格運用開始後も、現行の健康保険証は従来どおり発行され、利用できることとしております。

これは、オンラインによる資格確認に対応できない医療機関もあることなどが予想されることから、現行の健康保険証による保険診療も継続されるものであると伺っております。また、国民健康保険についても同様の取り扱いになると聞いております。

今後、共済組合においては、組合員とその被扶養者がマイナンバーカードの健康保険証を円滑に利用できるよう、周知広報を図ることとしております。

○満行潤一議員 次に、消費税10%について、若干お尋ねいたします。

本県の財政運営にも影響があると思います。昨年11月議会でも質問しておりますが、引き上げ分2%のうち0.5%が地方消費税分で、おおよそ50億円程度増収と伺いました。さて、県病院の収入支出に与える影響額はどうか。医療機関が負担する消費税については、診療報酬による補填が不十分と聞きます。今回の引き上げによる県病院会計への影響について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、支出面では、本年度当初予算において、薬品等の購入時に支払います消費税の税率改正に伴う増加分と

しまして、1億3,700万円余を見込んでいるところであります。

一方、収入面では、診療報酬が非課税となっておりまして、仕入れ控除ができないため、医療機関が支払った消費税相当分は診療報酬の中で上乘せされ、補填される仕組みとなっております。先ほど申し上げました支出の増加分も、この仕組みによりまして補填され、収入が増加するというようになっております。

しかしながら、昨年度に公表されました国の調査では、業務委託や高額な医療機器の購入などで多額の消費税を負担しております公立病院につきましては、診療報酬による補填率は69.5%と、大変低い結果が示されたところであります。

このため県では、全国自治体病院協議会等を通じまして改善の要望を行ってきたところでありまして、国からは、今回10月実施の診療報酬改定におきまして是正を図ったと伺っております。

これによりまして、補填不足は相当程度解消されるものと認識しておりますが、今後とも、補填の状況を注視してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 中小企業の対応状況についてです。

外食を除く飲食料品の税率8%に据え置く軽減税率の導入など、新たな制度によって不安の声が上がっています。レジの改修、区分経理の帳簿の準備など、事業所の準備状況はどうか。また、中小事業者の税額計算の特例、消費税確定申告書の作成手順の変更、簡易税制制度適用事業者、免税事業者、それぞれ申告書の作成など経理の変更があります。これらの県の対応状況、支援状況をお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 消費税軽減税率制度への対応状況につきましては、宮崎商工会議所が宮崎市内の中小・小規模事業者に実施したアンケートによりますと、レジの導入状況につきましては41%、インボイス制度に係る区分経理に対応した請求書等への対応状況につきましては65%が、いまだ着手できていない状況であります。

県といたしましては、これまで軽減税率に対応したレジ導入等に係る国の補助制度について、商工団体等と連携し、県内各地でセミナーや説明会を開催するなど、制度の周知を図ってきたところであります。

引き続き、税務署や商工団体に設置されている軽減税率等の相談窓口での相談対応や経営指導等を通じまして、県内の中小・小規模事業者の取り組みを促すとともに、各種制度の周知を図るなど、消費増税に円滑に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 相当対応がおくれている、そういう印象であります。対応できるのも、あと半月しかありませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消防体制の強化について伺ひます。

国が定める「消防力の整備指針」に基づき、各消防本部は、適正な施設、人員配置をとらなくてはならないはずですが、各消防本部の条例定数が長年変更されていないために増員ができず、災害対応や緊急消防援助隊の出動要請にも苦慮している状況だとお聞きします。

消防職員の増員など消防体制の強化について、県の適切な指導・助言が必要と考えますが、危機管理統括監いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 市町村におきましては、厳しい財政状況の中、人口減少や

少子高齢化などの進展に伴う行政需要の変化にも対応しつつ、効率的な組織体制の構築と定員管理に努めておられると認識しております。

一方、近年、豪雨などの自然災害が頻発し、また、激甚化する傾向にあるとともに、本県におきましては、南海トラフ地震の発生が切迫しております。これらへの対応を含め、地域防災力の向上が求められているところであり、その中核となる消防の体制充実・強化が大変重要であると考えております。

このため、県といたしましては、このような防災面にも配慮した消防体制となるよう、その充実強化に向けて、県消防長会などと意見交換を行うとともに、「消防力の整備指針」に基づき市町村が実施いたします体制整備について、今後とも、市町村に対して必要な働きかけや助言・支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 残念ながら、決して適正な配置となっていないので、ぜひ、今後とも引き続き、県の関与を強く求めたいと思ひます。

非常備町村の常備化に向けた取り組み状況についてです。

消防非常備町村における救急業務実施体制（病院前救護実施体制）は、地方自治行政の重要な課題です。長年、非常備町村だった高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町は2015年4月に常備化され、現在は4町村が非常備として残っています。

県では、引き続き常備化に向け検討が行われているようですが、取り組み状況についてお伺ひいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内非常備町村の常備化につきましては、東臼杵の美郷町、諸塚村、椎葉村の3町村におきまして、平

成28年12月に検討協議会が設置され、課題の抽出や実現可能な方策について洗い出しを行い、段階的な常備化を実現する方法が検討されているところでございます。

こうした中で、平成30年10月からは、日向市が、それまでの助言者から構成団体として協議会に加わり、まずは、119番通報の受け付けなど通信指令業務の共同運用について検討が進められているところでございます。

県におきましては、これまで協議が進展するよう必要な情報提供や助言を行ってきており、引き続き常備化に向け、支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひよろしく申し上げます。

救急隊の増員、救急車の適正な配置についてです。

年々、救急車の出動件数はうなぎ登りの状況です。適切な救急車の利用に対する啓発も重要ですが、現場はその対応に苦慮しています。早急な救急隊の増員、救急車の適正な配置が望まれます。県の考え方をお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 本県における救急車の出動件数は、6年連続で過去最多を更新しているところでございます。

これに対応するため、各消防本部では救急体制の整備が検討されており、一部の消防本部では、救急隊の増隊等が実施されております。

一方で、このような体制の整備は、人材と多額の費用が必要であることから、限られた資源を有効に活用することが大変重要となります。

このため県では、消防と救急医療機関で構成する協議会で検討の上、全体の約15%を占めております転院搬送につきまして、救急車を適正に利用していただくよう、医療機関に向けてお願いをしているところでございます。また、実

際に搬送に至らなかった不搬送は、全体の約10%を占めておりますことから、県民の皆様に対しても、適正利用の周知に努めているところでございます。

今後とも、消防本部を初めとする関係機関と連携しながら、救急車の適正利用を促進するとともに、市町村が実施いたします救急体制や車両の整備につきまして、必要な支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 正しい救急車の使い方を、医療機関にも県民にもしっかりと啓発していただきたいと思っております。

県防災救急ヘリのダブルパイロット制の導入について伺います。

消防防災ヘリの墜落事故が相次いだのを受けて、総務省消防庁は、自治体に順守義務を課す初の安全基準を10月1日に施行する予定です。

柱は、機長と副機長の2人を搭乗させるダブルパイロット制の導入。これに関しては、人材確保に時間がかかるため、2022年4月施行とするようです。

ことし4月時点で、40都道府県と15政令指定都市の計55自治体に防災ヘリが配備され、うち23自治体が、既にダブルパイロット制を導入済みであります。本県もダブルパイロット制の早期導入が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） ダブルパイロット制の導入につきましては、緊急時における操縦交代による墜落の回避など、パイロットに起因する事故の防止に有効であり、運航の安全性が向上すると、期待されております。

国は、今回の防災ヘリの運航に関する新たな安全基準の策定に先立ちまして、昨年12月の通知で、ダブルパイロット制の導入に計画的に取

り組むこととして、速やかに検討を開始することを求めており、県では昨年度から、導入に向けて検討を開始したところでございます。

今後は、この新たな基準を踏まえながら、パイロット等の人材の確保や予算措置等について、引き続き関係部局や運航委託先等と協議をまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 大事な大事な各消防本部の消防署員をいただいているわけですから、ぜひ、その安全性の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

自殺予防週間についてであります。

今月10日から16日は、自殺予防週間です。自殺予防について2問お伺いします。

夏休み明けの子供の自殺が、全国的に例年、9月1日がピークとの統計があります。私の誕生日なんですけど、残念な日です。自殺防止対策の本県の取り組み状況について、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 夏休み明け前後に子供の自殺が増加する状況については、全国的な社会問題となっております。本県としましても重く受けとめているところであります。

そのため県教育委員会では、毎年6月に県立学校や市町村教育委員会に通知文を発出しまして、学校内外における見守り活動の強化など、自殺の未然防止の充実をお願いするとともに、市町村教育委員会や小中学校及び県立学校の担当者を対象に、自殺予防教育に関する研修も実施しております。

また、「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ目安箱」などの相談窓口をわかりやすく説明したカードを、全児童生徒に配付しているところであります。

今後とも、他の部局や関係機関とも十分連携

を図りながら、子供たちの命を守る取り組みを進めてまいります。

○満行潤一議員 県内での昨年の自殺者数は204人。ピーク時からすると半減しています。県や市町村、関係団体の並々ならぬ努力によって、ここまで到達できたものと思います。

しかし、全国でも大きく減少しているのに、相対的には自殺死亡率は全国で7番目に位置しています。また、本県の若者の死因のうち自殺が多い現状に変わりはありません。

その要因は、家庭内のトラブルであったり、金銭トラブルや職場での問題など、さまざまだと思います。自殺予防は行政だけでできるものではありません。家庭、地域、関係団体のふだんの取り組みが重要です。本県の課題についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、これまで官民一体となりまして、普及啓発や人材育成、相談支援など、総合的な自殺対策に取り組んでいるところでございますが、住民の身近な存在である市町村のよりきめ細やかな自殺対策の推進や、自殺未遂などハイリスク要因への対応、若年層の自殺予防が課題というふうに考えております。

このため昨年度から、市町村の自殺対策計画の策定支援を強化しまして、本年5月までに全市町村で策定されたところです。また、救急医療現場での自殺未遂者に対する初期対応や支援の向上を図るため、宮崎大学と連携して、病院や消防などの職員を対象とした研修会を県内各所で開催するほか、若年層対策として、教育委員会と連携しまして、児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」、こういったものを推進しております。

○満行潤一議員 要望を1つ申し上げておきま

す。

自殺予防週間にあわせて、「いのちの電話」相談が始まりました。本県も、ボランティア団体の御努力で実施されていますが、慢性的に相談員が不足しており、対応窓口が空白となる時間帯がまだあるようです。行政の積極的な支援を引き続きお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度保険料軽減措置の本年10月廃止に関して質問します。

保険料定額部分の最大9割軽減措置が廃止されます。収入要件、多くは年金収入のみですが、この収入要件で負担増か負担減が決まる。軽減措置の廃止によって負担増とならないよう、1年間に限り国庫補助があるが、来年10月からは、保険料の定額部分が2倍になる人も多数に上るようです。被保険者に対する周知の状況はどうか、お尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 後期高齢者医療制度の保険料につきましては、世帯の所得に応じて、均等割として7割軽減が措置されていたものを、9割または8.5割軽減にする特例措置が設けられておりますけれども、世代間の公平を図る観点などによりまして、ことし10月から廃止されます。

この特例措置の廃止に際しましては、9割軽減の方には、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金を支給するとともに、8.5割軽減の方には特例を1年間据え置くなど、被保険者の負担増に配慮した措置が実施されております。

今回の制度の見直しにつきましては、複雑な内容となっておりますので、より御理解いただけるよう、保険者の後期高齢者医療広域連合や保険料業務の窓口である市町村におきまして、国作成のリーフレットを被保険者に送付するとともに、テレビや新聞などによる広報を行った

ところでは、また、被保険者からの問い合わせに対しましても、電話や窓口での制度の説明を行っているところであります。

○満行潤一議員 次に、介護医療院への転換についてです。

本県には、介護療養病床が28施設ありますが、介護療養病床は、2023年度に廃止が決定しています。医療療養病床も78施設ありますが、この医療療養病床の今後も、どうなるのか不透明であります。

かわりに有料老人ホームが大きくふえています。介護療養病床から介護医療院への転換が国の誘導策とは思いますが、スムーズに移行できるのか、介護難民とならないのか不安です。本県の状況について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護療養病床と一部の医療療養病床につきましては、令和5年度末までに廃止するか、昨年創設された介護医療院等への転換などが求められております。現時点では、本県での介護医療院の開設実績はありません。

このような状況を踏まえまして、療養病床の転換の選択肢として、介護医療院について理解を深めるため、本年8月に、県医師会と県、宮崎市の共催により、県内の医療機関等を対象として、介護医療院に関する研修会を開催したところでございます。

また、県では、療養病床から介護医療院への転換を支援するための補助制度を設けておりますので、これらの活用を促しながら、転換が円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 医師確保についてです。

本年度の研修医数は、医師国家試験後で57名、昨年度が59名でした。昨年開始された新た

な研修制度「専門医制度」が52名。多くの関係機関の努力で実績が上がってきています。宮崎大学地域卒卒業生を含め、より多くの医師が本県に残ってほしいと思います。

医師確保の課題の一つは、県央への一極集中です。特に、県北、県南地域の医師確保が急がれます。人口密度は低くても、地域医療の確保は重要です。公立病院以外大きな病院のない本県で、いかに多くの医師をつなぎとめられるのか、県北、県南地域の医師確保、医師の偏在対策をどう考えているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 厚生労働省がことし2月に発表した医師偏在指標によりますと、県内7つの二次医療圏のうち、4つが下位3分の1の医師少数区域に該当するとされておりまして、県内での医師の地域偏在が見られるところでは、

県では、医師の地域偏在の解消に向けまして、昨年7月の医療法の改正を踏まえて、医師修学資金貸与医師等に対するキャリア形成プログラムを策定し、医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は、医師少数区域での勤務を義務づけることとしております。

また、専攻医に対する研修資金貸与制度の対象診療科に、小児科、産科に加え、特に医師が不足する僻地医療において重要な役割を担う総合診療を追加するとともに、返還免除条件を、研修修了後、宮崎東諸県を除く二次医療圏で3年間勤務することとしております。

今後とも、医師の養成・確保と資質向上を一体的に図りながら、医師の偏在解消に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 続きまして、子供の貧困、児童虐待についてです。

児童相談所の児童虐待相談件数の急増対応が

急がれます。児童虐待・家庭内暴力の背景に、家庭の貧困が大きくかかわっているケースが多いと思います。生活が苦しい貧困世帯がふえているこの時代、児童虐待防止は児相だけの問題ではありませんが、関係機関との連携のかなめとなる児相の強化が急がれます。今回の鹿児島県出水市での虐待死でも、児童相談所の相談体制が問題となっています。

今月10日に開会した鹿児島県議会の本会議冒頭に三反園知事は、「痛ましい事件を受け、児童相談所のさらなる体制強化、児童福祉司の増員など、児童虐待への確実な対応・防止に全力で努める」と発言されています。本県の知事にこのような発言はさせたくはありません。事件が起こってからでは遅過ぎます。児童相談所の強化、とりわけ児童福祉司の大幅増員が必要と思いますが、見解をお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内3つの児童相談所に配置している児童福祉司につきましては、増加する児童虐待相談に適切に対応するため、体制の強化を順次進めてきたところでございます。本年4月にも増員し、現在30人を配置しております。

こうした体制のもと、各児童相談所では、子供の安全の確保を最優先にした対応に努めているところでございますけれども、大幅に増加している児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童福祉司の増員を初めとする児童相談所の体制及び専門性の強化が不可欠であると考えております。

このため、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づきまして、令和4年度までに、必要な児童福祉司を計画的に配置していきながら、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 児童相談所は児童虐待だけやっているわけではなくて、多くの子供、家庭に係る業務をやらないといけないのに、まず急がないといけないのは児童虐待対応ということで、本当に大変な状況にあります。引き続き、体制強化をお願いしたいと思います。

もう一つ、重ねて、児童相談所の執務スペースの狭さも、私は問題だと認識をしています。その対応についてどうお考えか、お尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、これまで児童相談所の体制強化に取り組む中で、事務局が手狭となっております、執務スペースの確保が大きな課題だと考えております。

今後、国の新たなプランに基づく体制強化に取り組むことから、児童相談所及び職員が十分にその機能や能力を発揮できるよう、執務環境の整備についても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 お願いします。

次に、感染症・予防接種の現状について、6問続けて質問させていただきます。大変マニアックな質問で部長には申しわけないんですが、部長は前任地では森林環境税のスキームをつくった方だとお聞きしていますので、おつき合いいただきたいと思えます。

本県で、ワールドサーフィンゲームスが開催され、また、ラグビーワールドカップのイングランド代表が事前キャンプで本県入りしたりと、国際色豊かになりました。また、県民の海外渡航も日常の風景となりました。来年のオリ・パラも控えて、インバウンドの増加も期待されます。

幾つかの感染症について、本県の現状と対応

について伺います。

まず、マダニが媒介する感染症（SFTS）の被害についてお伺いします。

マダニは春から秋にかけて活動が活発になり、マダニが媒介する感染症、本県では4月から9月にかけて多く発症しています。本県の被害は全国で最多。本県の発生状況と対策の現状をお聞きします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県における重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSの発生状況につきましては、平成25年3月の届け出開始からの累積報告数が68件となっております、全国で最も多くなっております。

SFTS対策は、マダニにかまれないことが重要でありますので、県としましては、マダニの活動が活発になる春から秋の時期に合わせまして、保健所や市町村、県医師会、県獣医師会などの関係機関と連携し、周知・啓発を行っているところです。なお、こうした取り組みにより、本年の報告数は、9月上旬で7件となっております、前年同時期の10件を下回っております。

今後も関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民への情報発信、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、風疹です。

妊婦が免疫を獲得できれば先天性風疹症候群の発生はないと考えていた一時期に、女子中学生だけに接種が実施されていきました。現在の40歳から57歳の男性に風疹予防接種は実施されず、この年齢層が免疫率が低く、風疹患者になっています。本県の発生状況と対応の現状をお聞きします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の風疹の発生状況でございますが、平成30年に3件、本

年は1件となっております。

県では、先天性風疹症候群の発生を防ぐために、妊娠を希望する女性等に対する風疹抗体検査費用の助成事業を実施しております。

また、議員御指摘のとおり、1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性が感染の中心となっておりますことから、風疹に関する追加的対策としまして、各市町村において、今年度より風疹抗体検査及び定期予防接種が始まったところです。

国は、対象者の抗体保有率を、2021年度末までに90%以上とすることを目標としておりまして、県としましては、対象者に対する本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 いろいろ課題があった風疹なんですけれども、ぜひ、対応をよろしく願います。

麻疹です。

日本における土着の麻疹ウイルスは、2010年5月を最後に、国内での検出はなくなったようです。しばしば起こる国内の麻疹の発生は、全て外国から持ち込まれたもののようです。欧州では麻疹が流行したりしています。

麻疹ウイルスは、空気感染、飛沫感染、接触感染とさまざまな感染経路を示し、その感染力は極めて強く、免疫を持っていない人が感染すると、ほぼ100%発症すると言われていています。合併した別の細菌やウイルス等による感染症が重症化する可能性もある怖い病気です。本県では、2001年に約900人の麻疹患者と2人の乳幼児の死亡が報告される大きな流行が起きており、次の大きな流行を阻止するために、その翌年、「みやぎきーはしかゼロ作戦ープロジェクトM」が始まりました。本県の発生状況と対策の現状をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の麻疹の発生状況でございますが、平成29年に1件、本年は1件となっております。

麻疹対策においては、予防接種で幼児期からの免疫を高めることが最も有効でございます。そのため、各市町村や医師会等が、接種率向上に向けた対策を実施しておりまして、平成29年の県の定期予防接種率は、国の目標値である95%を達成しております。

また、麻疹につきましても、海外からの持ち込みに対する蔓延防止対策も重要でありますので、県としましては、早期に患者を探知し、患者の接触者の健康観察を行うことで感染拡大を防止するとともに、県民への啓発や情報提供を行ってまいります。

○満行潤一議員 次に、流行性耳下腺炎（ムンプス）についてお尋ねします。

昨年、日南市の保育園で流行しました。また、3人のムンプス難聴児も報告されているようです。日南市で予防接種の助成があれば、防げたのかもしれませんが。残念な報告です。

本年度は、県内24市町村でムンプスワクチン接種の助成が行われているようです。本県の発生状況と、予防接種を行う自治体への助成状況をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 流行性耳下腺炎、いわゆるムンプスにつきましては、議員御指摘のとおり、昨年は日南保健所管内での流行が見られましたが、県内全域においては、定点医療機関当たりの報告数は低い水準を保っておりまして、今日まで大きな流行は見られていない状況でございます。

流行性耳下腺炎の対策としましては、予防接種による感染予防が最も有効な手段であります。県では平成27年度から、感染症の発生や流

行の予防を通して、子供たちの健やかな育ちを支えるため、「愛の予防接種助成事業」として、ムンプスワクチンの接種に対する助成を行う市町村に、補助を実施しているところであります。

今年度は、日南市を含め、ほとんどの市町村で助成が行われております。

○満行潤一議員 日南市の保育園で発生しましたけれども、予防接種をしている子は発症しなかったと、そういうデータもあるようです。ぜひ、予防接種の普及が必要だと思います。

ロタウイルスに移ります。

ロタウイルスは、胃腸炎を起こすウイルスです。ロタウイルスに感染すると、2日の潜伏期を経て、主に乳幼児に4日から5日続く強い嘔吐・下痢症状をもたらします。

胃腸炎の原因ウイルスとして、世間的に最も有名かつ頻度も高いのはノロウイルスです。しかし、5歳未満の乳幼児に限って言えば、胃腸炎の原因として最も多いのはロタウイルスだそうです。

また、乳幼児においてロタウイルスは、胃腸炎の中で最も多いだけではなく、最も重症になりやすいことで知られています。感染力が強く、治療法がないと言われます。予防にはロタウイルスワクチン接種がとても有効ですが、本県におけるロタウイルス感染症の発生状況、県内自治体の予防接種に対する助成状況などを教えてください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内のロタウイルス感染症の発生状況につきましては、定点医療機関当たりの報告数は低い水準を保っております。大きな流行は見られていない状況です。

ロタウイルス感染症につきましても、予防接

種による感染予防が最も有効な手段でありますので、ムンプスと同様に、18市町村が「愛の予防接種助成事業」を利用して、ロタウイルスワクチンの接種に対する助成を行っております。

○満行潤一議員 全ての自治体に、ぜひ、この助成をしてほしいなど。引き続き、県の支援をお願いしたいと思いますし、これも貧困家庭に対するアプローチですね。どうしても予防接種に対する認識というのが低い状況にある層があります。ぜひ、その対応もお願いしたいと思います。

この項目の最後は、海外から入ってくる感染症対策です。

海外との交流人口の増加に伴い、日本では発生していない感染症が持ち込まれる可能性が高まっています。マラリアやデング熱のように熱帯・亜熱帯諸国で発生している感染症だけでなく、アフリカにはコレラやエボラ出血熱が流行している国もあります。感染症を国内に侵入させないための対策は、ますます重要になっていきます。そして、国内で発生した場合の対処が大きな課題です。過去に国内でも、マラリア、デング熱、コレラの発生がありました。本県の対策の現状をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきましては、エボラ出血熱など、国内での発生がない感染症が県内で発生した場合に備えまして、保健所や感染症指定医療機関などの関係機関と、患者発生を想定した搬送等の訓練を行っているとあります。なお、万が一、県内で発生した際には、関係機関と十分な連携をとりながら、医療の確保、感染拡大防止について、迅速かつ適切に対応することとしております。

また、国においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、感染症の発生

を早期に探知し、迅速に対応するため、自治体間の情報ネットワークを構築するなど、危機管理体制の強化を図っているところでございます。

今後とも、常在危機の意識を持って、感染症対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、分煙・喫煙対策についてです。

昨年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立をし、来年4月1日より全面施行されます。改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について講ずるべき措置等について定めることになっています。県庁舎の受動喫煙対策はどうなっているのか、お伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 今回の健康増進法の改正に伴いまして、行政機関庁舎については、本年7月1日から、喫煙場所の区画やその旨の表示など必要な措置がとられた場所、いわゆる特定屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されたところであります。

このため、県の本庁舎におきましては、職員のサービス管理上の問題や来庁される県民への配慮などから、4カ所の特定屋外喫煙場所を設置し、受動喫煙対策を講じているところであります。

また、各出先機関の庁舎におきましても、それぞれの管理者が法令に定める要件に従い、必要に応じて、特定屋外喫煙場所を設置しているところであります。

○満行潤一議員 安心しました。ありがとうございます。

次に、幼保無償化に関連して質問します。

公立保育所も私立保育園も、保育士の確保がままならない状況にあります。10月から、無償化とはほど遠い幼保無償化が始まり、今後、利用者増が予想されます。保育園や幼稚園が無料になるんだったら、子供を預けて仕事に出ようとか考える保護者もいるだろうと思います。現状でも各施設は、正社員でも臨時パート職でも保育士の確保が容易ならない状況です。本県の保育士確保対策についてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、これまで保育士確保のために、保育士修学資金等貸付事業や保育士支援センター設置運営事業等に取り組んでまいりました。

また、保育士の処遇改善を図るため、一定の経験を持つ保育士等を対象に、職位や職務内容に応じ加算される制度の対象となるための要件を満たすよう、「キャリアアップ研修事業」を実施しております。

こうした取り組みを通じ、県内の養成施設を卒業して保育業務に従事した者のうち、約9割が県内に就職するなど、一定の成果も出ているところでございます。ただ、余裕を持った職員ローテーションや休暇のとりやすい人員配置を実現するという観点からは、保育人材が十分に確保できている状況にはないというふうにも認識しております。

このため、今後とも引き続き、保育士の安定的な確保と処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 何よりも、離職を防ぐためには処遇改善、職場環境の改善が必要だろうと思います。ぜひ、引き続き県の指導、助言をお願いしたいと思います。

幼保無償化の制度は複雑過ぎて、私にはよく

わかりません。幼稚園、保育園、認定こども園などの利用施設で無償の範囲が違い、無償化の上限もある。年齢によっても無償化の対象が違ふ。そして、そもそも給食費や教材費は保護者負担。これも低所得者世帯は無料とか、本当に複雑です。これで「幼保無償化」と、よく言ったものだと思います。

保護者の申請方法も違ふ。施設から、「自分の施設の範囲なら説明もできるが、認定こども園の制度はわからない」など、対象世帯や無償化の範囲など、複雑な制度の説明が難しく、利用者に対して行政が周知すべきとの意見があります。制度の周知方法について、取り組み状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、本年10月からの無償化の導入に向けまして、市町村説明会の開催や市町村等が実施する施設向け説明会への職員派遣、県ホームページ等を活用した広報等を通じまして、制度の周知や説明に努めているところでございます。

一方、それぞれの利用者に応じた個別の具体的な説明については、市町村ごとに手続や対象範囲等が定められておりまして、利用者の世帯状況や利用施設の種類、運営状況等によって、対象範囲や自己負担額がさまざまでございますことから、利用者にとって最も身近な施設と市町村とが協力して取り組んでいるところでございます。

県としましても、制度の円滑な実施のためには、住民へのわかりやすい説明が重要だと認識しておりまして、今後とも市町村や施設と協力し、引き続き県民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、お願いいたします。

都城市では、公立、民間の施設長や有識者で

構成する「保育魅力アッププロジェクト会議」が、8月から始まったようです。幼稚園、保育園の職員アンケートを分析し、魅力ある職場、保育人材確保の強化につなげたり、離職対策・職場改善、ICT事業推進など研究していくようです。

今後とも、保育人材確保に引き続き取り組んでいただくよう、切にお願い申し上げます。

次に、商工観光振興策についてお尋ねします。

まず、宮崎カーフェリーへの支援についてであります。

昨日も出ましたが、組織改編された新しい会社が十分な資金が確保できていない状況は、理解できます。公共交通機関として、本県の物流の一翼を担う大きな役割を果たす新会社宮崎カーフェリーの今後の展開は、大いに期待するところであります。

県の考える支援策は、新船造船費用や運転資金等に充てるための融資、貸し付けなのか、補助金なのか、方向性を確認します。

これまで本県では、県の補助金等を財源とした財団法人宮崎コンベンションビューローに設置された「国際コンベンションリゾートみやぎ振興基金」から、シーガイアを運営するフェニックスリゾート社に25億円支出した例や、スカイネットアジアへ8億円の県費補助金を支出した事例がありますが、融資、貸し付けとは大きく性格が違います。知事どうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献をするなど、本県産業において、極めて重要な役割を担っております。

また、ドライバー不足や長時間労働の是正な

ど、本県の物流を取り巻く課題の面からも、ドライバーの負担軽減を図りながら、長距離輸送を可能とするフェリー航路の重要性は、ますます高まっていくものと考えております。

この航路を維持するためには、新船建造が必要ですが、運航会社は、運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、また、自力で所要資金の全額を確保することは困難ではないかと考えております。

このような状況から、新船建造を円滑に進めていくためには、行政としても、貸し付けによる支援を検討する必要性を認識しておりまして、今後、運営会社や金融機関と協議をしながら、具体的な支援内容を検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 わかりました。

宮崎駅西口再開発に関連してです。

イオンモール宮崎は、今回の増床によって、より一層集客が進んでいるように伺います。

過日、鹿児島県議会で開催された3県観光振興議員連盟役員会に、JRを利用して参加しました。平日昼間だというのに、鹿児島中央駅周辺は、若者を中心に家族連れなどで大にぎわいでした。アミュプラザ開業で、確実に集客がふえた印象を持ちます。鹿児島中央駅周辺の、ひとり勝ちの状況にも映りました。アミュプラザ開業によって、イオンモール宮崎の客の移動もある程度予想され、宮崎駅周辺への集客はふえると思いますが、橋通りなど、中心部まで流れるか疑問です。市内中心部への回遊策についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎駅西口の再整備によりまして、新たな人の流れが生じることが見込まれますことから、橋通りなどの市内中心部まで、人の流れを回遊させること

が重要であると考えております。

このため、地元宮崎市では、駅と市内中心部をつなぐ新たな移動手段として、環境への負荷が少ない小型電気自動車「グリーンスローモビリティ」の活用に向けた準備が進められるなど、回遊性を向上させるための検討がなされております。

県といたしましては、地域商業再生支援事業により、このような「グリーンスローモビリティ」の取り組みを支援するとともに、あわせて、まちづくりを担う商店街のリーダー育成や、にぎわい創出などの取り組みを支援することで、宮崎駅西口整備に伴う買い物客の増加や新たな人の流れといった効果を、市内中心部の商業エリアにまで広く波及させることができるよう、宮崎市や地元商店街等とも十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立公園のあり方についてお伺いいたします。

母智丘関之尾県立自然公園は、1958年9月1日に県立公園として指定をされました。61歳になります。面積は5.6平方キロメートルと、県内の県立公園では一番狭い公園です。

同自然公園は、都城市が管理し、都城市観光協会を指定管理者として選定しています。都城市は、今年度からリニューアルに向けた新たな計画を策定中だと聞いています。

このことに関し都城市の担当は、「県の担当課にお世話になっている」と言っておられました。今後とも公園の利用者がふえ、喜んでもらえるよう、施設運営に当たっていただきたいと思っております。県立公園における県の役割についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県立自然公園は、県が県立自然公園条例に基づきまして、す

ぐれた自然の風景地の保護や利用の増進を図ることを目的として、母智丘関之尾県立自然公園など6公園、約4万7,000ヘクタールを指定しております。年間約170万人の利用があります。

県では、これらの公園の保護や、利用のための規制及び事業に関する公園計画を、関係市町村などの意見を聞いて定めております。この計画に基づいて、公園内における許認可や市町村が実施します施設整備への支援、PRなどに取り組んでいるところであります。

議員の御質問にありました、都城市のように市町村が施設整備事業等を検討される場合には、公園計画との調整を図りながら、事業等が円滑に進むよう、必要な助言を行うことといたしております。

今後とも、豊かな自然環境を守りながら、自然公園が県民の皆さんに親しまれ利用していただけるよう、努めてまいります。

○満行潤一議員 県内MICEの実績と今後の課題についてお尋ねします。

昨年度の実績は過去最高の229件。延べ参加者数も22万人を超え、過去5年間では最高の数字ではなかったでしょうかと思います。「みやざきMICE推進協議会」の活動が実を結んでいるのだと思います。今後の課題は、開催場所（会場）の県内分散化の推進ではないかと思えます。見解をお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員御指摘のとおり、平成30年度の本県で開催されたMICEの件数は、今おっしゃったとおり229件、延べ参加者数22万4,725人ということで、過去5年間において最高の数字となりました。

このうち、受け入れ会場や宿泊施設等の制約により、宮崎市での開催が約95%となっております。

そのため県では、会議や大会終了後の観光・視察として県内各地へのコースを提案するなど、MICE開催の効果を広く波及させるための取り組みを行っており、平成30年度に宮崎市で開催されましたエルレック——言語資源と評価に関する国際会議であります——につきましては、高千穂や鶴戸神宮などへのツアーが実施されたところであります。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、県内各地でのMICEの開催に向け、積極的に情報発信を行うとともに、開催効果を広く波及させる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、県内各地に広がるようお願いをしたいと思います。

次に、行政窓口の多言語対応についてお尋ねします。

県内に居住する外国人もふえ、またインバウンドの観光客も多く見られるようになりました。来年の東京オリ・パラ開催では、多くの外国人の来県を期待するものです。

宮崎日日新聞でも紹介されていましたが、都城市立図書館が携帯型AI通訳機を導入しています。手のひらサイズで世界74の言語に対応しており、機器に向かってしゃべれば、3秒ほどで通訳をしてくれます。メーカー希望価格が2万4,880円からとなっています。ITの発達で、多言語対応も低コストで可能になってきています。

さて、東京や大阪など大都市では110番、119番通報の多言語対応が進んでいると報道されています。警視庁では、110番通報が円滑にやりとりにできるよう通訳センターを設置し、また警察官が所持する携帯端末に翻訳アプリを導入するなど、多言語対応が強化されています。本県

の行政窓口、具体的には消防、警察の多言語対応状況をそれぞれお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 生命や健康に直結する場面が多い消防の現場におきましては、外国人からの通報や要請に対しまして、迅速かつ的確に対応するため、多言語対応を充実させることが大変重要であると考えております。

このため、県内各消防本部におきましては、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報受理を初め、多言語を音声で翻訳できる端末や、症状をイラストと外国語で表示し、指さしでコミュニケーションを図る「指さしシート」を救急車へ導入するなどして、多言語に対応しているところでございます。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警察では、訪日外国人等の急増への対応につきまして、1. 外国人とのコミュニケーションの円滑化、2. 制度・手続等のわかりやすさの確保、3. 基盤の整備の3つを柱に施策を推進しているところであります。

110番通報や窓口業務における多言語対応につきましては、外国人からの110番通報では、必要に応じて、民間の多言語コールセンターを利用した三者間通話を実施、外国人観光客の多い繁華街、観光地を管轄する交番には、翻訳用タブレットを配備、窓口での取り扱いが多い遺失物、拾得物関係では、書類作成のための英文説明書の作成などの施策を実施しているところであります。

さらに今後、翻訳アプリが導入された端末を地域警察官に配備するなど、外国人とのコミュニケーションの円滑化を図るための各施策を推進してまいります。

○満行潤一議員 次に、自転車保険加入義務づ

けについてです。

自転車事故による高額賠償の事例が見られる中で、被害者を守るとともに、加害者の経済的負担を減らす目的から、平成30年以降、任意加入だった自転車保険の加入を義務づける自治体がふえています。国が都道府県に対し自転車保険加入の義務づけを要請していることが影響していると思います。自治体によっては、住民ばかりでなく、その地域で自転車に乗る全ての人に、自転車保険の加入を義務づけているところもあります。

自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を義務づけているのは、現在10府県6政令市。保険等の加入を努力義務としているのは、13都道府県4政令市です。ですが、近々、東京都が努力義務から義務化に条例変更の予定と伺っています。

本県では、高校生の自転車保険は、PTA連合会の取り組み等によって100%に近いと伺っていますが、本県の自転車保険加入義務づけについて、どう考えているか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県内における自転車乗車中の事故は、平成30年に、人身事故の約1割程度に当たります785件発生し、中には重大事故に至るケースもありまして、被害者への補償と、加害者側の経済的破綻を回避する観点から、自転車損害賠償保険への加入は大変重要であると認識しております。

県といたしましては、先日策定されました「宮崎県自転車活用推進計画」に基づき、自転車損害賠償保険への加入促進を図りますため、各県の状況や、本県における自転車関連事故の状況等を踏まえながら、条例制定を含め、自転車の安全で適正な利用促進について、検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 早急な条例の制定が本当に必要かと思っていますので、早急に対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、警察署の建てかえについてであります。

毎年1回、都城警察署の建てかえについて、本部長にお尋ねをしましてまいりました。本部長は都城署に行かれたでしょうか。まだ着任間もないので、行かれていないのかもしれませんが、ぜひ、近いうちに視察をいただきたいと思います。

都城署は1957年新築で、日本一古い警察署として有名になりつつあります。その後、増築を重ねて今日に至っています。延べ床面積3,237平米、そのうち35%が昭和32年3月新築部分となっており、本当に駐車スペースも狭いわけがあります。

延岡警察署は、2006年3月に新築され、延べ床面積は5,300平米。延岡よりもずっと広い、そして多くの管轄人口を持つ都城署の改築は、本当に急がれると思います。

耐震性能はあるというものの、治安拠点、防災拠点として大きな課題だと認識しています。勤務者のもとより、来庁者の利便性確保が重要です。建てかえスケジュールはどうなっているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察署の整備につきましては、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や、機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

お尋ねの都城警察署につきましては、築後62年が経過し、老朽化が進んでおりますが、これ

までにも耐震補強をするとともに、数度にわたり狭隘な施設及び勤務環境の改善等を図り、警察署としての機能に支障がないよう、必要な措置に努めている現状であります。

なお、老朽化が進む警察施設等につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、警察施設の方向性を示してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ほかの市と比べて、都城署の能力の発揮というのが制限をされている。この庁舎が古いばかりに、いろんなサービスとか、うまくいっていない部分は多々あるだろうと思います。ぜひ、お願いを申し上げます。

宮崎牛、県産牛肉の今後の海外展開について伺います。

EUの基準に合わせ、施設の再整備を行ったミヤチク都農工場の新食肉工場から、EU輸出が8月29日に開始されました。隣、鹿児島県のナンチクは9月2日開始をされ、隣県と同時に開始できたことは、本当に素晴らしいことです。

EUは牛肉の管理の衛生基準がアメリカより厳しく、EUへの輸出認定取得は大変だっただろうと思います。食肉検査所職員の努力によってこぎつけられたものと聞いています。

ことし2月に、日本とEUのEPAが発効し、牛肉の輸出への関税が撤廃されたこともあり、今後の県外展開について大いに期待しています。現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 県産牛肉の海外展開につきましては、人口減少により国内市場が縮小する中、攻めの対策として大変重要であると認識をいたしております。

これまで、知事のトップセールスや関係者と一体となった営業、相手国の食文化等に応じたプロモーションなどによりまして、平成30年度の輸出量は、米国、香港、台湾など17の国と地域に対し、470トンと過去最高となったところがあります。

このような中、議員御指摘のとおり、本年8月に株式会社ミヤチクの新都農工場が、EUへ輸出可能な施設として認定され、新たな市場に挑戦できる環境が整ったことは、今後の輸出拡大へ大きく寄与するのではないかと考えております。

引き続き、県内の生産基盤強化に取り組みながら、EUなど新しい輸出先における販売戦略を構築するとともに、相手国の情勢に精通したパートナー企業との連携を強化し、さらなる輸出の拡大に向け、関係者一体となってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 教育問題に移らせていただきます。

まず、五ヶ瀬中等教育学校の男女合格者数の固定問題です。

昨年11月議会で、五ヶ瀬中等教育学校の男女合格者数固定について、教育の機会均等の確保の観点からも見直すべきだと指摘をしました。

当時の四本教育長の答弁は、「男女比が施設の制約で固定化されているという現状について課題があると考えているので、今後、その対応について議論してまいりたい」でありました。その結論が、今回の一般会計補正予算、男女20・20固定のための施設改修関連予算の提案です。教育の機会均等の確保にはほど遠い結論だと思います。結論に至った経緯を教えてください。

○教育長（日隈俊郎君） 募集人員の見直しに

つきましては、これまで計3回の検討会を行いまして、宮崎県小学校長会長、県PTA連合会副会長、また、五ヶ瀬中等教育学校の学校評議員など、外部の方からの御意見を伺いながら、慎重に検討を進めてまいりました。

五ヶ瀬中等教育学校は山間地域にあり、都市部とは異なる大自然を生かした教育環境の中で、学校教育と寮教育とを両輪とした指導を行っております。1学年40名という限られた数の生徒たちが、6年間の長期にわたり、狭い生活圏の中で、学力だけではなく、男女が互いに切磋琢磨しながら、幅広い社会性や総合的な人間力を培う教育環境の確保のため、男女の数を同数とした上で、五ヶ瀬中等教育学校らしい特色ある教育を行うことが重要であるという考えから、今回の結論に至ったところであります。

なお、全寮制の中高一貫校、公立関係で見えますと、ことし広島県で、瀬戸内海の大崎上島という離れ島に、広島県立広島叡智学園という全寮制の中高一貫校が開設されておるんですけども、この学校も中学1年、男女20名ずつ40名での入学試験を行い発足したと聞いております。広島県の検討状況も、本県と同じ考えであろうと考えております。以上であります。

○満行潤一議員 広島も残念な結果だなと思います。せめて25名・25名とか、整備すれば、年によっては男子が多い、年によっては女性が多い。それが普通だと思うんですよね。男性20名をとる、女性を20名をとる。そうしたらどうしても、同じ選考方法でいけば、本来合格したはずの子供が落ちてしまう。その解決には何ともならないと思いますので、ぜひ、今後とも注目していきたいと思っております。

次に、高等支援学校の設置についてです。

現在、本県では全ての支援学校に高等部が設

置されています。課題の一つが、高等部卒業後の進路だと思います。現状の高等部の教育課程では、本人や保護者の要望に十分に答え切れていないとの声があります。

他県では、軽度知的障がいを持つ生徒を対象とした「高等支援学校」を設置して、就労につながる専門的教育や生活自立に関する訓練などを行っています。

九州では未設置は、実質、宮崎のみとなります。低賃金労働力供給元とやゆされる支援学校からの脱却が急がれます。高等支援学校の設置について、教育委員会の見解をお聞きします。

○教育長（日隈俊郎君） 高等特別支援学校とは、知的障がいの程度が比較的軽度な生徒を対象として、就労を目指した職業教育を行う高等部のみの特設支援学校であります。

本県におきましても、軽度の知的障がいがある生徒に対する就労に向けた教育内容や、支援体制の充実が必要であると考えております。

そこで、今年度からの新規事業において、指定校による職業コースについての研究や、企業と連携した作業内容の共同開発などに取り組んでいるところでありまして、その成果を見きわめながら、高等特別支援学校を含めた今後の高等部教育のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、高校中退者のフォローです。

高校中退の学歴でどこに行くのか。なかなか就職先はないと思います。高校中退者がその後、地域社会で生活していく、学び直していくことを支援する施策が必要だと思います。追跡調査などの実態把握と、その後の支援についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校の中途退学につ

いては、生徒指導上の重要課題であるため、生徒、保護者から退学についての申し出があった場合、各学校で教育相談を実施するとともに、その結果や退学後の生徒の状況について、学校から報告することとしておりまして、県教育委員会としても、中途退学者の情報共有に努めているところであります。

また、各学校では、退学後の進路が決まっていない生徒に対して、編入学試験の情報や、みやぎ若者サポートステーション等の情報を提供し、その後の進路決定につながるよう、支援を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、高校生の中途退学後の進路について、学校が生徒や保護者に寄り添いながら、一人一人に応じた適切な支援が行えるよう、指導・助言に努めてまいります。

○満行潤一議員 次に、中卒者の対応です。

県立高校の定数内不合格の現状があります。中卒後、進学も就職もできなかった子供たちはどこに行くのか。経済的な要因、家庭内不和など、家庭内の問題が尾を引くケースも多いだろうとは思いますが、しっかり支援を行い税金を払う側になってもらうのか、税金をもらう側に立つのか。社会的に大きな損失につながりかねません。中卒者への支援の状況をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県中学校の卒業生については、その大部分は進学や就職先を決定している状況にありますが、お話にありましたように、進路が定まらず卒業した生徒につきましては、その状況に応じて、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人に対して継続的な進路指導を行っているところであります。

また、生徒の社会的な自立を促すためには、関係機関との連携も重要でありますことから、個別の相談に応じたり、児童相談所やハローワークなどと協力したりしながら、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいるところであります。

○満行潤一議員 会計年度任用職員制度とPTA雇用職員についてであります。

県立学校は、3人から4人ぐらいPTA雇用職員がいると思います。そろそろ、学校とPTA、PTA雇用職員の関係を精査する時期にあるのではないかと問題提起です。

PTA雇用職員の職務の多くが、校務に関する事務が多いのではないかと。形式上PTA会長が雇用主ですが、指揮命令は教頭なり事務長になっているのではないかと。個人の成績や家庭の経済状況、家庭環境など機密事項を扱うのに、非公務員だと、「職務上知った秘密を守るべきこと」や、「個人情報を開示しない」といった守秘義務が課せられない。PTA雇用職員の職務を見直し、会計年度任用職員への任用がえも必要ではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) PTA雇用職員は、各学校のPTAとの雇用契約において任用されている職員であります。その業務内容については、保護者から徴収した部活動派遣費や課外費などの会計業務、また売店業務などのPTAが主体となって運営する業務が主な業務となっております。

そのため、これらの業務を地方公務員法の適用を受ける会計年度任用職員が行うことは想定しておりませんが、議員の御指摘も踏まえ、PTA雇用職員の職務内容について、学校、PTAと意見交換を行いながら、それぞれの学校の

実態に応じた職務のあり方について整理し、改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立学校だけでも100人近いPTA雇用職員がおられると思います。この実態、今、働き方改革、ずっと今のところ進められていますが、労基法上も課題が山積していると思います。ぜひ、見直しをお願いしたいと思っています。

次に、学校給食費等の徴収に関する公会計化についてです。

平成31年1月の中央教育審議会答申において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納金の督促等を含めた徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされました。

特に、学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきだとされた答申を受けて、文部科学省において、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体がみずからの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、その取り組みの推進について通知が出されています。本県の取り組み状況についてお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 学校徴収金の徴収・管理につきましては、本県においては、ことし3月に策定しました「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教育委員会や学校、家庭が連携を図りながら、県内で一斉に取り組む内容として位置づけ、銀行振り込みや口座引き

落としによる徴収を基本として、教員以外の者が担当することとしております。

こういった取り組みは、教員の業務負担の軽減や保護者の利便性を図る上で有効であると考えておりますので、県教育委員会といたしましては、県内の先進事例などを積極的に周知するなど、市町村教育委員会と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、議案12号、きりしま支援学校小林校の本校化に関連して質問します。

2005年に、きりしま支援学校の分校として、小学部、中学部が設置され、2011年に高等部設置がありました。小林校設置の運動に携わった一人として、本校化には感慨深いものがあります。

設置以来、西諸県地域唯一の特別支援学校として、地域のニーズに応じた特別支援教育を担ってきました。小学部は小林市立東方小学校内、中学部は東方中学校内校、高等部は小林高等学校内に設置されている、大変ユニークな設置形態をしている特別支援学校です。それぞれの併設校の子供たちと日常的に交流が行われ、お互いに多くのことを学び、豊かな人間性を深めることにつながっていると思います。県内外に広がってほしい事例であります。

本校化することによる効果、メリットについてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 都城きりしま支援学校小林校につきましては、小林市立東方小学校に小学部、同じく東方中学校に中学部、そして県立小林高等学校に高等部を配置する構成により、来年4月に、小林こすもす支援学校として開校する予定であります。

本校化に当たりまして、校長及び事務長を新たに配置する予定としておりますことから、児

童生徒への緊急時の対応や教育環境の計画的な整備など、より迅速できめ細かな対応が可能になるものと考えております

また、それぞれの学部が、小学校・中学校・高等学校と同じ学び舎で、それぞれ日常的に自然な交流を行っており、障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域で学ぶ仲間としての意識が育まれています。

本校化後も引き続き、この特色ある教育が一層推進され、さらに発展することが期待できるものと考えております。

○満行潤一議員 この小林校方式というのは、本当に全国に誇るすばらしいやり方だと思っています。学校としては、キャンパスが3つも分散し、管理が大変なのかもしれませんが、本校化によって、本来の目的が達成されることを切に希望します。

最後の質問になります。Uターンを希望する卒業生のフォローアップについてです。

高校を卒業して数年後に、Uターンしたいと高校を訪ねてくる卒業生がいます。担任だった先生や部活動の顧問などが在籍していれば相談もできますが、窓口がないばかりにUターン希望者を失いかねません。私立高校や都城高専など、担当の教職員を配置している学校があります。県立学校に、窓口となるスタッフを配置してはどうか、会社経営者から提案があったところですか。いかがでしょうか、教育長。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、県外に就職している卒業生から、Uターンについての問い合わせや相談が卒業した学校にあった場合は、その生徒とかかわりの深かった教員や進路指導部が中心となり、個別に対応しております。

また、在校生に対しても、卒業までに、関係部局が運営する「宮崎ひなた暮らしUIJター

ンセンター」や「ふるさと宮崎人材バンク」など、Uターンする際の連絡先についての周知を行っているところであります。

今後は、卒業生からの問い合わせなどに対する学校の窓口を一本化し、専門の相談機関に円滑かつ迅速につながられるよう、関係部局と連携し、相談体制の充実に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 予定していました55問の質問も全て終わりました。執行部の皆さん、ありがとうございました。引き続き、常任委員会で議論を深めたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い順次質問を行いますので、知事を初め関係部長、教育長、警察本部長の明快な御答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、先月30日の九州北部豪雨に続き、今月9日には台風15号が関東地方を襲い、とうとい人命が失われ、家屋の倒壊や床上浸水、また大規模な停電が今なお続くなど、甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、南米・北米訪問における知事のトップセールスについてであります。

本県と在外宮崎県人会とのきずなをより深めるため、日本時間の先月8月25日、ブラジル宮崎県人会が主催する県人会創立70周年式典に、知事や山下副議長を初め訪問団31名が参加し、その節目をお祝いされ、一層の交流親善を深められたとお伺いしました。

ブラジルへの移民は、1914年(大正3年)ですから100年以上前に始まり、戦前戦後、延べ3,978人が移住され、ブラジル県人会は現在300名ほどいらっしゃるってお聞きしています。

加えて、創立55周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会への参加、及びアメリカでの宮崎牛、焼酎、キャビア関係企業を訪問し、トップセールスが行われたようではありますが、改めまして、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典への出席等に伴う、南米・北米訪問の内容と成果について、知事にお伺いいたします。

以上を壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

去る8月23日から9月1日にかけて、在外県人会とのきずなを深めるとともに、県産品のプロモーションを行うため、ブラジル・アルゼンチン・アメリカを訪問してまいりました。県議会からは、議会を代表して山下副議長に御参加をいただいたところであります。

ブラジルでは、県人会創立70周年記念式典などに参加したほか、アルゼンチンとアメリカでも県人会の方々と交流を行い、皆様の結束力の強さ、また、ふるさと宮崎への熱い思いに触れますとともに、今後の交流促進に向けまして、

本県とのきずなをより強固にできたものと考えております。

また、ブラジルでは、本県の魅力を発信するイベント、これはジャパン・ハウスという外務省の施設におきまして行いました。これは、以前、県警本部長を務めておられました野口さんが、サンパウロの総領事を務めておられて、その縁もいただきながら実施したものであります。特に、宮崎牛の品質に高い評価を得るとともに、今後の輸出に大きなチャンスを感じたところでもあります。

ブラジルは、知事として、また個人的にも初めて訪問したところではありますが、2億人を超える人口を擁し、豊かな資源を擁した広大な国土を持つ、世界最大の農産物の輸出国と伺っておりますが、未来の大国であるということを改めて感じたところでもあります。

また、日系人の活躍により大変親日的な国でもあるところでありまして、地球の裏側、大変遠いところにある場所ではありますが、もっともっと心の距離を縮めていきたい、そのような思いをしたところでもあります。

また、アメリカでは、パートナー企業等を訪問しまして、宮崎牛やキャビア等の今後の取引の拡大を要請するとともに、アカデミー賞アフターパーティーの公式シェフと言われておりますウルフギャング・パックさんに、初めて直接お会いすることができ、これまでの宮崎牛、焼酎の採用のお礼を申し上げるとともに、引き続き採用していただきたいということをお願いしたところでもあります。

今後とも、私自身のこうしたトップセールスも含め、海外との交流促進や販路拡大に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

今回の南米・北米へは、5泊10日の訪問とお聞きしました。それだけ機内泊が多いわけでありまして、本当にお疲れさまでございます。

ちなみに県のホームページによりますと、海外の宮崎県人会は、平成31年1月現在、南米に3カ所、北米に6カ所、アジアに8カ所、ヨーロッパに1カ所、計18県人会があるそうですが、私も海外経済対策特別委員会で中国を訪問した際、上海在住の県人会の皆さんと交流したことを思い出しました。執行部の皆さんには、機会あるごとに国際交流親善を深めていただきたいと思います。

一方で、日本と韓国との間で輸出管理問題や安全保障協定などで国交関係が後退し、かつてないほど日韓外交が難局を迎えています。

本県においても、宮崎とソウルを結ぶイースター航空が、今月から運休を決定し、本県を訪れる外国人宿泊客の4割を占め、平成30年には13万5,000人を超えた韓国からの観光客にも影響が出ると思われれます。

この外交問題は、政府間で責任を持って解決すべきことではありますが、観光、スポーツ、芸術文化の民間交流においては、互いの情報交換やプロモーション事業を絶やすことなく、県と関係団体が連携して進めていただきたいと思います。

その上で、欧米豪や国内からの誘客をさらに拡大することが求められます。本県では現在、ISAワールドサーフィンゲームスが開催されておりますが、これからもラグビーワールドカップ、11月のゴルフマンス、来春のスポーツキャンプ、そしてオリンピック・パラリンピックなどスポーツイベント、文化行事もめじろ押しです。

そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズや国文祭・芸文祭という絶好の機会に、県はどのように観光客誘致に取り組むのか、知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、ゴールデン・スポーツイヤーズを契機としまして、本県がこれまで築いてまいりましたスポーツランドみやぎきの取り組みを、さらに一段と進化させようということで、国内外代表チームのキャンプの受け入れや、国際スポーツイベントの開催に取り組んでまいりました。

こうした中、今まさに、ISAワールドサーフィンゲームスが開催され、また、ラグビーイングランド代表チームが事前キャンプに来県しているわけでありまして、こうした動きがメディアを通じて紹介され、宮崎が世界に向けて発信されて、大きなチャンスを迎えているというふうにご考えております。

さらに来年は、東京オリンピック・パラリンピック、そして、本県では国文祭・芸文祭が開催されます。きょうでちょうど、国文祭まで400日という日になりました。これらのチャンスを生かして、さらなる観光客誘致につなげていくため、日向神話や神楽、山の幸・海の幸が生み出す豊かな食などの宮崎が誇る文化を、観光資源として磨き上げ、国内外に向けて戦略的かつ効果的に発信をしていきたいと考えておりますし、来県いただきました観光客の満足度を高めるための受け入れ環境を整備していくことで、世界から選ばれる「観光みやぎ」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さらなる観光客の誘客をよろしくお伺いいたします。

次に、観光地の施設整備についてお尋ねいたします。

県では海外へのプロモーション事業で、来県する外国人へ、これまでもフリーWi-Fi、観光標識の多言語化に取り組んでおられますが、今後さらに、外国人や障がいのある方にも快適に滞在や移動ができるアクセシビリティを進めることが求められます。

今回、特に私が注目しているのが、観光地のトイレ整備であります。いきなりトイレの話で恐縮でありますけれども、「快適なトイレで街の魅力アップ」という我が党の機関紙の記事を読んでの質問です。

「薄暗い」「和式便器のまま」といった公共トイレが多い中、安心して快適なトイレ整備をまちづくりの柱の一つに据え、観光振興につなげる試みです。その記事の中から、3つの事例を紹介します。

新潟県見附市の道の駅「パティオにいがた」は、トイレを建物の中心に配置し、魅力的な空間づくりにこだわっている。子どもや女性が使いやすいよう、子ども用便器のほか、おむつ換えベッド、おしゃれなパウダークォーター（化粧コーナー）などの設備も充実。自然光を取り入れ明るい室内としたほか、壁材には「越後杉」を使用し、坪庭が見える景観づくりにも工夫をこらしている。来場者は年々増加し、地域の交流人口の拡大に貢献している。

岡山県高梁市は、市内の公共トイレ135件を調査。改修の優先順位をつけ「トイレからのまちづくり計画」を作成し整備を進めている。

例えば備中松山城の麓に位置する城見橋公園トイレは、和式便器で老朽化していたため、洋式化をはじめ、車イスやオストメイト（人工肛門装着者）に対応した多機能トイレを

導入。結果、公園を利用する観光客が増加した。

さらに高梁市観光協会は、昨年から清掃のプロを講師に招き、専門的な清掃技術の研修会を開催。観光協会は「おもてなしの心で、観光イメージアップにつなげたい」と話す。

このほか長野県では、洋式化やバリアフリー対応といった一定の基準を満たした行政や民間施設のトイレを「信州まごころトイレ」として認定。認定されると、認定証が交付され、県ホームページにも掲載される。観光地のイメージ向上のため現在97カ所認定しているという内容でありました。

これらの事例から、トイレの整備は観光振興の観点からも重要であると考えますが、観光地のトイレ整備に対する県の支援はあるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 観光地のトイレ整備につきましては、国においては、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレの洋式化等の整備を行う市町村等に対し、補助を行っております。

県におきましては、今年度から、「訪日外国人等おもてなし環境緊急整備事業」により、国庫補助の対象とならないユニバーサルデザイン化の整備について補助を行っております。具体的には、公衆トイレの整備に対し、補助率3分の1以内で1施設上限50万円、車椅子使用者が使用可能な個室の整備につきましては、上限100万円を補助することとしております。

こうした取り組みを進めることにより、訪日外国人や障がいのある方、高齢者など、全ての方がストレスのない、快適な旅行ができるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 わかりました。施設整備、特に公衆トイレのユニバーサルデザインは、大事な取り組みであります。

一方で先日、宮崎日日新聞「窓」の欄に、「観光みやぎきに残念なトイレ」という見出しの投稿が出ておりました。内容は割愛しますが、鋭い御指摘でございました。

高齢者や障がい者の社会参加が進み、外国人にも安心して使いやすいトイレの需要が高まっています。

「快適なトイレには人が集まる」と位置づけて、障がい者にも配慮し、今後とも、事業の継続と予算を拡充して取り組んでいただきますよう、強く要望をいたします。

次のテーマに移ります。先月29日に、情報化推進対策特別委員会の県北調査で、大分県庁において、「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」について説明を聞いてまいりました。

大分県では、平成28年に国が公布した「官民データ活用推進基本法」をもとに推進本部が組織されて、個別施策では行政分野と民間分野が同時に位置づけられ、事業が進められていることに注目しました。

早速戻りまして確認したところ、本県でも、「宮崎県官民データ活用推進計画」が本年3月にまとめられておりました。そこで、2点お尋ねいたします。

初めに、「宮崎県官民データ活用推進計画」について、その概要を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本年3月に策定いたしました「宮崎県官民データ活用推進計画」は、幅広い分野におけるデータの利活用を促進するとともに、情報環境の整備を進めるための業務指針でありまして、県民生活の質の向

上や行政事務の効率化などを図ることを目的としております。

この計画では、基本方針といたしまして、5点を掲げております。まず1点目は、県民の利便性向上を図るための「行政手続・行政事務のデジタル化へ向けた取組強化」、2点目は、県が保有するデータを積極的に公開していく「オープンデータ化の推進」、3点目は、データを簡単に見える化できるシステムの活用など「官民データの利活用促進」、4点目は、県民がデジタル化の恩恵をひとしく享受できる取り組みを推進する「利用機会の格差是正」、そして5点目は、セキュリティー対策や人材育成などを図る「官民データ利活用促進のための環境整備」でありまして、この5つの基本方針をもとに、取り組みを進めているところであります。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいた5つの基本方針をもとに、全庁的かつ市町村や民間とも連携して、推進体制を構築していただきたいと思っております。

ところで、県や市町村の情報連携による添付書類の削減は、事務の効率化とサービス向上につながり重要です。

ですが、こうした官民データの利活用促進のためには、マイナンバーカードの活用が不可欠となります。しかしながら、7月1日現在、本県のマイナンバーカード保有率は約18%とお聞きしています。

このような状況の中で、マイナンバーカードの普及に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） マイナンバーカードは、行政を効率化し、国民の利便性を高

める社会基盤として、国が平成28年1月から制度を導入したものでありますが、県といたしましても、県民向けの出前講座を開催するなど、その普及に努めてきたところであります。

こうした中、国は、令和4年度中には、おおむね全ての医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境を整えるなど、一層の利活用を進めることとしております。

県といたしましては、今議会に補正予算をお願いしております「マイナンバーカード普及促進事業」の活用等によって、県全体を対象とした広報や、市町村と連携した普及啓発イベントを実施するなど、引き続き、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 国も、マイナンバーカードの普及拡大に、さらに方針転換して準備を進めていくと伺いました。利便性向上のために、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次は、SDGs推進における市町村との連携についてであります。

2030年までに、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現を目指し、社会の共通目標である国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みを着実に進めていかなければと考えております。

これまでも、我が会派にいました新見元議員が何度か質問しておりましたが、SDGsは、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、平等の実現など17項目の目標から成り、そのもとに、貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させるといった169の具体的なターゲットが設定されています。

こうした世界的な流れを日本でも加速させようと、公明党の外交部会とSDGs推進委員会

は、本年6月、政策提言を政府に提出しました。

その中で特に注目したいのが、自治体に積極的な取り組みを促すための施策の強化であります。SDGsは、地方創生の強力な推進力になるからです。それぞれの自治体が直面する課題を解決してこそ、地域社会の持続可能性が高まることは言うまでもありません。

そこで、積極的に取り組む他県の事例を3点紹介いたします。

神奈川県では、SDGsの具体的なメッセージとして発表した「かながわプラごみゼロ宣言」が浸透し、鎌倉市が既に、プラごみゼロ宣言を発表しています。それに賛同する企業団体でも、その取り組みが進められております。

また、北九州市は、民間企業と協定を結び、SDGsの普及啓発を進めつつ、再生可能エネルギーの実用化などの強みを地域振興につなげようとしています。

そして、鹿児島県大崎町は、行政と企業、住民の3者協働型で、ごみのリサイクル事業を実施。リサイクル率80%を達成するなど、注目を集めています。こうした自治体がふえるように、本県でも、市町村や民間との連携協力に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、SDGs推進のために、本県でもSDGsの考え方を市町村や民間とも共有すべきと思いますが、どのように取り組んでいかれるのかを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) SDGsは、2030年に向けて国連が目指す社会づくりの普遍的な目標でありまして、各国が自主的に自国の政策等その方向性に整合させるべきものとされております。

これを受けて、我が国におきましては、実施

指針を定めるとともに、現在見直しが進められております次期総合戦略にも、SDGsの理念を踏まえた地方創生の推進が新たな視点として示されておりますことから、各市町村においてもその趣旨を踏まえた見直しが図られるものと考えております。

本県では、先般改定いたしました新たな総合計画において、このSDGsを施策展開に当たって踏まえるべき理念として位置づけておまして、今後、概要版の作成等を通じて、この計画を広く周知していく中で、市町村や民間企業、また多くの県民の皆様とも、この理念を共有しながら、持続可能な社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 総合計画の概要版の作成とともに、広く周知されるとのことです。どうか、市町村や民間と連携して、地方創生につながる取り組みをお願いいたします。

次に、エシカル消費の促進について伺います。

SDGsの17の目標のうち、12番目の目標であります「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産と消費の形態の確保を目的としています。

最近、エシカル消費という言葉が耳にするようになりましたが、ホームページの解説を引用いたします。

「地球環境や社会貢献などに配慮した、モノやサービスを積極的に消費する行動。自分の欲求にのみによる消費ではないため、「倫理的な」という意味の英語の形容詞エシカルをつけた言葉で、倫理的消費ともいう」だそうです。

日常生活でも、エシカル消費にはさまざまなものがあります。例えば有機野菜を選ぶこと、形がふぞろいでも味は同じ、わけあり商品の購

入など、「もったいない」の実践も、エシカルな消費行動になります。

そのほかマイバッグの持参は環境保護のため、また災害用の備蓄品を消費しながら買うといった、いわゆるローリングストックも食品ロスを出さないという点で、社会に貢献するエシカル消費と言えます。

マーケティング用語でまとめてみますと、自然保護や省資源に役立てようとする「エコ消費」、健康で持続的な社会を目指す生活スタイル「ロハス」、搾取しないために途上国商品を適正価格で購入する「フェアトレード」、社会的弱者の支援につながる「チャリティー消費」、地域活性化の一助となる「地産地消」などであります。

「環境や人権に配慮しない企業の商品を排除（ボイコット）するという回避行動も、エシカル消費に含まれます」とありました。

本県でもエシカル消費を促進していくために、県民に対し、エシカル消費の意義や行動について広く周知することが重要だと思っておりますが、県の取り組みを総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） SDGsの開発目標の一つでありまして、「つくる責任 つかう責任」の達成に向けた取り組み、いわゆるエシカル消費につきましては、近年国が、普及啓発に力を入れてきております。

本県におきましては、これまで「エシカル消費」の概念を前面に打ち出した取り組みは行っておりませんが、これからの消費者教育の重要な視点の一つとして捉えているところであります。

このようなことから、近く見直しを予定しております「宮崎県消費者教育推進計画」に、具

体的な取り組みとして盛り込んだ上で、出前講座等により、エシカル消費に関する県民の理解を広め、日常生活への浸透を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 徳島県と消費者庁は、ことしの12月に「エシカル甲子園2019」を徳島市内で開催し、全国の高校生がエシカル消費について発表をすることです。地方から新時代の消費者像が生まれることを期待しております。

本県でもエシカル消費の推進をよろしく願います。

次は、会計年度任用職員制度について伺います。

現在、県庁内では、常勤・非常勤職員合わせて多くの方が勤務されておりますが、その非常勤職員の方を会計年度任用職員とする規定が整備されると伺いました。午前中も質問がありましたけれども、具体的に、来年度から導入される会計年度任用職員制度について、制度を導入する目的を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度につきましては、国における働き方改革の観点を踏まえ、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保することを目的に、その任用や勤務条件等に係る統一的な取り扱いを定めたものとして、来年4月から創設される制度であります。

具体的には、守秘義務や信用失墜行為の禁止などの服務に関する規律が適用されるとともに、給与面では、期末手当の支給も可能となります。

今議会に、給与及び費用弁償や服務等に係る条例を提案しているところでありますが、今後、具体的な勤務条件等に関する規則等の整備や、個々具体的な職の設定、職員の募集などの

準備を進め、来年4月からの円滑な制度導入と適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。今回の法改正により、今まで任用根拠が曖昧であったと指摘されていた、いわゆる「一般職非常勤職員」の任用根拠が、「会計年度任用職員」として明確になるということでもあります。

また、会計年度任用職員は2類型存在し、常勤職員同様のフルタイム職員と、短時間勤務のパートタイム職員であるということでありました。

詳細は、常任委員会で確認することになりますが、ここで1点だけ、年金の加入について、特に本県では現在パートタイム職員のみということでもありますけれども、パートタイム会計年度任用職員は厚生年金保険に加入できるのかを、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） パートタイムの会計年度任用職員につきましては、それぞれの職によって勤務時間等が異なりますので、法令に定める基準を満たす場合には、厚生年金保険に加入することになります。

具体的には、勤務時間が常勤職員の4分の3以上の全ての職員が加入することになります。また、勤務時間が常勤職員の4分の3未満の職員の場合には、週の所定労働時間が20時間以上であること、報酬の月額が8万8,000円以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、学生でないことの4つの要件を全て満たす職員が加入することになります。

○重松幸次郎議員 年金の加入は、御本人のためにも、また今後、年金財政を確保する上でも重要なことだと思います。

パートタイム職員、フルタイム職員はもちろ

んでありますが、加入できるということを理解いたしました。来年度からの制度の円滑な導入、よろしくお伺いいたします。

次に、福祉行政について3点お尋ねいたします。

初めに、臓器移植のドナー（提供意思表示者）の推進です。

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下した人に、他人の健康な臓器と取りかえて機能を回復させる医療であります。第三者の善意による臓器の提供がなければ成り立ちません。

私も毎年、県腎臓病協議会の総会に参加させていただいておりますが、長年透析を受けながら腎臓移植を希望されている方がおられることを伺っています。

本県では63名の方が腎臓移植を希望されておりますが、移植できた方は毎年1人か2人程度であるとお聞きしました。

県腎臓病協議会や腎臓移植経験者でつくる宮崎絆の会の皆様、熱心にフォーラムや交流会を行っておられますが、臓器提供意思表示者の増加を図るための県の取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 臓器提供意思表示者にふえていただくことについてでございますが、意思表示には、インターネットによる意思登録、運転免許証等の意思表示欄への記入、意思表示カードへの記入の3つの方法があります。県では、宮崎県移植推進財団等と連携して、これらの方法の周知に取り組んでおります。

具体的には、10月の臓器移植普及推進月間にあわせまして、街頭キャンペーンや県庁本館のグリーンライトアップ、メディアを活用した広

報等を行っているほか、若年層向けに、成人式でのリーフレット配布や看護学校等での出前講座を実施しております。

また、市町村、保健所、医療機関等での意思表示カードの配布にも取り組んでいるところであります。

○重松幸次郎議員 腎臓だけでなく、心臓、肝臓、膵臓や肺、小腸も臓器移植ができる臓器です。日本臓器移植ネットワークによると、全国で約1万4,000人の希望者に対し、毎年約400人が移植を受けられているようです。

臓器提供意思表示者がますます増加しますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、成年後見制度の現状等についてお伺いいたします。

先日、我が党の勉強会において、高齢者施策、特に介護福祉施設の概要や、認知症対策などのお話を聞く機会がありました。申し上げるまでもなく、ますます高齢化が進み、あわせて高齢になるほど認知症の有病率も高まることは必然です。そのために、地域で支え合うケアシステムを構築していくことも重要であります。

そこで問題になるのが、認知症、また知的、精神障害者を含みますけれども、判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

初めに、本県の成年後見制度の利用状況と課題について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の成年後見制度の利用者につきましては、年々増加しております。昨年12月末現在で2,414人となっております。

課題につきましては、対象者や相談窓口、手続の流れといった制度についての認知度が低いことから、県民の理解を進めるため、一層の普及啓発が必要だと考えております。

また、近年は、親族が後見人等となる事案が減少する一方で、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が受任する事案が増加しております。こうした中、受任できる専門職が不在の市町村があるなど、地域偏在の問題もございまして、担い手の確保が課題となっております。

○重松幸次郎議員 成年後見人のなり手不足は、特に山間部が深刻になってきているようです。

そこで、認知症・高齢者が増加する中で、成年後見人の担い手不足に対する県の取り組み状況について、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 成年後見制度につきましては、利用者もさらにふえることが予想されております。このため、今後、法人による受任体制の構築も重要だと考えております。

県では、市町村社会福祉協議会等を新たな後見の担い手とする、受任体制の整備を促進しております。

具体的には、同協議会等において、家庭裁判所への報告業務等に従事する法人後見専門員とともに、一般県民が利用者の見守りや金銭管理の支援を行う「法人後見支援員」が協働する仕

組みでございまして、現在8つの自治体の同協議会において行われております。

県では、今後とも、家庭裁判所などの関係機関と連携し、成年後見制度の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 高齢者、障がいを持つ方々が安心して生活が送れるように、対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、子供の貧困についてであります。

経済的に厳しい家庭で育つ子供は、十分な栄養がとれない、進学を断念せざるを得ない、プレゼントをもらうなどの普通の体験ができないなどの状況に陥りやすく、健康状態や自己肯定感、学力などに影響が出やすいとされています。

日本では、子供の7人に1人が貧困状態で、特にひとり親家庭では貧困率が50%を超える状況にあると言われております。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成26年1月に施行されてから5年が経過し、本年6月に改正されたところでもあります。

子どもの貧困対策推進法が改正されましたが、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」にどのように反映されたのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、現在、6月に改正された「子どもの貧困対策推進法」等を踏まえまして、御指摘の「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定を進めているところでございます。

改正法におきましては、対策の基本理念などを充実させたほか、これまで都道府県での努力義務とされておりました計画の策定が、市町村

においても努力義務とされております。

住民に最も身近な市町村での計画が重要でございますので、県では、これまであらゆる機会を通じて、その策定を促してきたところでありまして、その結果、現在、本県の市町村計画策定率は38.5%と、全国で3位という状況になっております。

今後とも、市町村計画の策定を積極的に働きかけてまいりますとともに、第2期県計画におきましても、これまで進めてきた生活、就労、教育などの施策を初め、改正法の趣旨を踏まえた策定をしたいと考えております。

○重松幸次郎議員 対策を検討する内閣府の有識者会議で座長を務められました宮本みち子放送大学名誉教授は、次のように語っておられます。

「国が子供の貧困問題を公式に認めた意義は大きい。これによって社会問題として認識されるようになった。独自に調査で実態を把握し、学校教育の改革に取り組む先進的な自治体も出てきた。また、子ども食堂や、学習支援などの民間主導の取り組みは大きく広がった。とりわけ、ことしの秋から始まる幼児教育・保育の無償化は大きな前進だ。なぜかという、貧困家庭は社会的に孤立していることが多く、家庭環境にさまざまな問題を抱えている。しかし、保育所などに通うことで、少なくとも日中は質の高い保育を受けることができる。栄養面から見ても、保育所にいる間はバランスのよい食事が保障される。また、子供が通うことで親の社会的関係が広がる可能性が高まる」という見解であります。

そこで、幼児教育・保育の無償化に向けての取り組み状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、本年10月からの無償化に向けまして、市町村に対する説明会を開催するとともに、要請に応じて市町村や関係団体が実施する施設向け説明会に、職員を派遣しているところでございます。

また、現在、無償化の制度概要や問い合わせ窓口の御案内などについて、県ホームページ等を活用した広報に努めております。今後も、新聞広告等さまざまな媒体を通じまして、施設を利用する保護者を含め、広く周知に取り組んでいくこととしております。

さらに、市町村では、制度の導入に伴う事務手続やシステム改修等によって、新たに生じる経費がございます。それに対して補助するなど、必要な支援に取り組みながら、市町村と連携して、制度の円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域、社会全体で子供の貧困対策を進められるよう、対策を講じてください。

次に、幼児教育の無償化に関連して、高等教育の新しい修学支援制度についてであります。

来年4月から、大学・専門学校に進学する人を対象に、「給付型奨学金」の支給拡充と、「授業料等減免」の制度がスタートしますが、来年度から国が実施する高等教育の修学支援新制度の趣旨について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 修学支援新制度は、経済的理由で大学等への進学を諦めることがないよう、意欲のある高校生の学びたい気持ちを、これまで以上に国が支援することで、家庭の教育費負担軽減が図られるものであります。

こうした負担軽減により、子供を安心して産み育てることができる環境の整備を図り、もっ

て、急速な少子化の進展への対処に寄与することが目的とされているところであります。

具体的には、給付型奨学金の対象世帯及び支給金額が拡充されております。あわせて、進学先の授業料や入学料の減免も、新たな支援の内容となっております。

○重松幸次郎議員 経済的理由で進学を諦めない。学びたい気持ちを応援することは、将来の人材を確保する意味で重要です。

保護者から私のところにも問い合わせがあり、概要を説明したところ、進学させることができるかと喜ばれておりました。

教育現場で、生徒や保護者の方にしっかりと内容を届けてほしいと思いますが、修学支援新制度に対する県立学校の準備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 就学支援新制度につきましては、その周知を図るため、国から説明用リーフレットが5月に直接各学校へ配付されておりました。対象学年の生徒に配付したところであります。さらに、県立学校におきましては、6月に給付型奨学金を希望する生徒に募集案内等を配付いたしまして、説明会や学年集会等で、申請手続について周知をいたしました。現在は、学校が生徒の学習意欲の確認を行った上で、申請書類等を日本学生支援機構へ提出する期間となっております。

また、新たに創設されます授業料等減免制度につきましては、生徒が合格し、入学した後に、大学等へ直接申し込むことになっております。

なお、県教育委員会といたしましては、6月13日に、文部科学省と日本学生支援機構の担当者を招きまして、県立学校等の担当者を対象に、制度の内容や手続についての説明会を開き

まして、周知に努めたところであります。

○重松幸次郎議員 この制度は、新入学生のみならず、在校生も対象になります。そして、来年4月からは、公立高校と合わせて私立高校の授業料も無償化されます。

先ほどの幼児教育、高等教育、そして私立高校と、3つの無償化が実現いたします。制度をしっかりとお伝えし、全ての人に教育の光が照らされるように、周知をお願いいたします。

長年、我が党が推進してきた教育費の無償化。これらの財源は、10月からの消費税率引き上げに伴う増収分(約5兆円強)であります。そのうち2兆円程度が教育費負担の軽減や子育て支援、また介護人材の確保など、全世代型社会保障に充てられることを申し添えておきます。

次に、合併処理浄化槽への推進についてお尋ねいたします。

これまで何度か取り上げてまいりましたが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換施策についてであります。

このたび、浄化槽法の一部を改正する法律が公布されました。河川の環境負荷を考えると、生活排水処理の対策は待ったなしの状況と言えます。

そこで、県内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、それぞれの設置基数並びに浄化槽の法定検査受検率について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 本県の平成30年度末の浄化槽の設置基数は13万9,207基で、内訳は、合併処理浄化槽が7万5,140基で、全体の54%であるのに対しまして、単独処理浄化槽は6万4,067基で、全体の46%となっております。

この単独処理浄化槽の割合は、平成20年度末の61.6%と比較しますと、徐々に減少しておりますが、全体の半数近くを占めております。

次に、年1回、使用状況や維持管理状況、水質などの適否を確認するために行う法定検査の受検率であります。平成30年度末は54.8%となっております。

これは、平成20年度末の13.1%と比較しますと、大きく上昇しておりますが、半数近くの浄化槽が受検していない状況となっております。

○重松幸次郎議員 まだまだ受検率も低いようです。そして、約半数が単独処理浄化槽のようです。トイレの汚水のみを浄化する単独処理浄化槽では、生活雑排水は未処理のまま河川に流れていきますので、水環境を守るために合併処理浄化槽の整備が重要です。

そこで、ことし6月に公布された改正浄化槽法の主な内容について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 今回改正の主な内容は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進及び浄化槽の管理の強化のために、必要な措置を講じるものとなっております。

具体的には、合併処理浄化槽の転換の促進につきましては、老朽化による性能の低下や不十分な管理等により、環境に重大な支障のおそれのある、いわゆる「特定既存単独処理浄化槽」の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換などの必要な指導、勧告等の権限が、都道府県知事に付与されます。

また、浄化槽管理の強化につきましては、都道府県知事に対する台帳整備の義務づけのほか、地方公共団体が浄化槽の管理等に関する必

要な協議を行うための協議会の設置など、関係者が協力して、法定検査の受検率向上などの適正管理に向けた取り組みができるようになっております。

○重松幸次郎議員 大きく前進したものと理解します。合併処理浄化槽への転換と合わせて、浄化槽の機能を保全するためには、法定検査や保守点検、そして清掃も重要です。

先ほどの御答弁で、法定検査受検率は54.8%とありました。水環境を守るためには、法定検査受検率を高める必要があると考えますが、法定検査受検率向上のための県の取り組みについて、再び環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、10月を「浄化槽適正管理推進月間」として独自に設定し、市町村や関係団体との街頭キャンペーンなどの啓発活動や、エリアを定めての戸別訪問を行っております。

さらに、未受検者へのはがきによる受検の働きかけや、浄化槽管理者に義務づけられている保守点検、清掃、法定検査の手続を一括して行う効率的な契約の推進につきましても取り組んでいるところであります。

県としましては、法定検査の受検率向上は、水環境を守る上で大変重要な課題であると認識しておりますので、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、未受検者への受検の働きかけを行うとともに、浄化槽管理の強化という今回の法改正の趣旨を踏まえまして、協議会の設置など、検討を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今回の法改正を機に、よろしくお伺いいたします。水環境を守ることは、繰り返しになりますが、地球全体の環境を守ることに繋がります。我が党も市議会、町議会

の議員と連携して、合併処理浄化槽整備の重要性を訴えて取り組んでまいります。

次に、農畜産業の振興についてお尋ねいたします。

高齢化により、農家の減少や後継ぎのいない農地の相続など、農地の遊休化が懸念される中、優良農地を担い手へ確実に継承させることが重要です。

国においては、各地域での「人・農地プラン」の継続的な話し合いや、地域の中心的な担い手に農地集積・集約化を行う農地中間管理事業を、平成26年より推進してきました。

昨年度まで5年間取り組んでまいりましたが、連携のさらなる強化を図るため、見直しが行われたと伺いました。

5年間を経過した農地中間管理事業の実績、また今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 担い手への農地の集積・集約化を進めることは、本県農業の振興を図る上で極めて重要な取り組みであり、本県における農地中間管理事業の5年間の実績につきましては、借入面積が累計で5,942ヘクタールと徐々にふえておりますが、その伸びは、全国的な傾向と同様に鈍化しているところでございます。

このため国は、昨年度、事業の見直しを行い、今後は「人・農地プラン」の実効性を高めるため、関係機関が一体となって推進すること等を示したところでございます。

県といたしましては、この国の見直しを踏まえ、農業委員会の活動支援や、駐在員の増員等による地域の話し合いの活性化、担い手同士の耕作地の交換による集約化の推進、農地基盤整備と一体となった事業推進等に市町村、関係団

体と連携して取り組み、担い手の農地の集積・集約化を一層進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 マンパワーによる財政的支援が鍵となるということでありました。さまざまな現地、また市町村からの要望もあると思います。農地の集約化に向けて、今後ともよろしくお願いいたします。

農業の高齢化、人手不足を解消するため、機械化やICT・IoTを活用した、スマート農業の期待が高まっております。

農業の経験がない私が、農作業のつらさを聞いていただけでは、なかなかうまくお伝えしにくいのでありますが、ではどのような農作業をスマート化できるのか。

工程順に見ると、除草や整地作業。種まきや農薬散布。水の管理や、害虫・病気の予防。そして収穫作業などであります。

そこで、農作業軽減のためには機械化が必要と考えますが、本県における農作業の軽減を図るための「スマート農業」の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 担い手や雇用労働力の確保が厳しくなる中、本県農業の生産力を維持・拡大していくためには、省力化や効率化が図られる「スマート農業」の取り組みは、非常に重要であると認識をしております。

このような中、県内では、露地野菜をメインとする2つの農業法人が、国の事業を活用しまして、草刈りロボット、ロボットトラクター、ドローン等を導入し、耕作や施肥・防除といった農作業の省力化・効率化の実証を開始し、先般、県立農業大学校におきまして現地説明会を開催したところでございます。

また、県におきましても、本年度、農作業軽

減のための「スマート農業」の実証事業に取り組むことといたしております。

今後とも、農業生産現場の実情を踏まえながら、実証の成果をしっかりと検証し、「スマート農業」の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先日、特別委員会で、県総合試験場茶業支場を見学させていただきました。無人防除機など画期的な農業機械を導入し、実証試験されておりました。今後とも、スマート農業への取り組みを加速していただきたいと思います。

次に、水田のあぜ——行政用語では畦畔（けいはん）と呼ぶようですが——の管理の省力化における畦畔の緑化の取り組みについて、お尋ねします。

近年、地被植物（地表を低く覆う植物、芝やコケ類）を使って、畦畔やのり面に茂らせる（被覆させる）取り組み、いわゆる畦畔の緑化が始まっているようであります。

畦畔（あぜ）やため池ののり面の草刈りは、農家にとって大きな負担です。夏場の暑いさなかに二度、三度と、また冬場にも草刈りをしなければならないとお聞きしました。

水田の本地、つまり田んぼの中の管理は機械化が進み、作業量が軽減されていますが、畦畔の管理は技術開発がおくれている、本地管理よりも畦畔管理の割合が多いとされ、中山間地域になればなるほど急傾斜になり、畦畔の割合が多くなります。さらに、生産者の高齢化が進み、畦畔の刈り払い作業による事故も多いため、畦畔管理の省力化が望まれております。

先日、佐土原町天神地区のため池ののり面を被覆させた現地を視察させていただきました。薄緑色した芝草、センチピードグラス——和名

はムカデシバといいますけれども——が美しく生い茂り、雑草もところどころ抜く作業があるものの、うまく根づいたと一安心されておりました。「これなら冬場1回の草刈りで済むので、作業が楽になる」と言われました。

この畦畔の緑化にも芝の種類があります。温暖地なら、今言いましたセンチピードグラスや野芝、寒冷地ならベントグラスやトールフェスクなどもあるようです。

栽培の工程ですが、冬の除草剤散布、2月の野焼き、6月に芝種子の吹きつけ、そして雑草の抜き取りという作業です。

このような実証栽培が県内でも行われているようでありまして、雑草の繁殖を抑える芝を活用して、水田の畦畔管理の軽減化を推進してはどうか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 水田畦畔の草刈りは、夏場の足場が不安定な作業で事故も多く、作業の安全確保や軽減化は、今後の持続的な水田営農を推進する上で大変重要であると認識をしております。

議員御指摘のありました、芝型の植物で畦畔雑草を抑制する管理方法は、草刈り回数の軽減につながりますことから、作業負担が大きい中山間地域で関心が高く、高千穂町や延岡市でも取り組みが始まっております。

この手法は、播種や被覆定着までの管理によっては、効果が発現するまで数年かかるということをお伺いしておりますので、県内での普及に当たっては、地域の状況を踏まえ、他の畦畔管理方法とも比較しながら、推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 取り組みをよろしくお伺いいたします。ちなみに、この技術を考案された

広島県東広島市の農事組合法人の「既存の器具で水田内から地被植物の種子散布」は、日本農業新聞の2017年営農技術アイデア大賞を受賞されております。農地周辺だけでなく、運動公園や沿道などの雑草処理の負担軽減にも有効と考えます。ぜひとも普及拡大に力を入れてください。

次に、家畜防疫について伺います。

「8月29日に欧州連合（EU）に向けて宮崎牛の輸出が始まった」と、新聞記事にありました。ミヤチク都農食肉工場からA5・A4等級105.2キロを出荷し、福岡空港を經由してスペインやドイツで販売されるようです。いよいよヨーロッパで宮崎牛が消費され、レストランのシェフ、またはグルメな紳士淑女を味でうならせることができるかと思うと、食も文化でありますから、宮崎県民の誇りになると思います。

冒頭に答弁されたように、知事のトップセールスで北米にも広がり、アジアはもちろんヨーロッパにも展開されることは、本県の基幹産業である畜産振興にも勢いが出るものと期待しておりますが、一方で、家畜防疫の強化を怠ってはならないと思います。

2010年の口蹄疫終息から9年がたちましたが、今なおアジア周辺では口蹄疫が流行し続けており、国内では豚コレラが発生してから1年以上たっても終息ができない状況が続いています。これは決して対岸の火事ではありません。

そこで、畜産振興を図る上で、家畜防疫は重要だと思っておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県に甚大な影響を与えた口蹄疫の終息から9年が経過したところであります。この間、全国のモデルとなる安全・安心な畜産の構築を目指しまして、「防疫を標

準装備に畜産経営」をスローガンとしまして、畜産の新生に取り組んできたところであります。

この結果、畜産の産出額は平成29年に2,260億円、県産牛肉の輸出量は平成30年度に470トンと、いずれも過去最高を記録しているところであります。議員御指摘のとおり、先月にはEU向けの宮崎牛輸出もスタートしたところであります。

一方で、万一家畜伝染病が発生をすると、輸出の停止はもとより、本県経済に甚大な影響を及ぼすことから、発生させないということが大変重要であります。

現在、国内では豚コレラが続発しております。近隣諸国では、アフリカ豚コレラのみならず、口蹄疫も蔓延していることを忘れずに、「常在危機」という意識をさらに徹底して取り組んでいく必要があるかと思えます。

ことしの全国知事会でも豚コレラが話題となったときに、「やはりアジアに目を向けながら、全体として警戒を強めていく必要がある」、そのような発言をしたところであります。

今後とも「忘れない そして前へ」を合い言葉としまして、生産者の皆様、関係団体、市町村と連携を図り、防疫体制の強化に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 「忘れない そして前へ」、この順調なときこそ、さらに注意を呼びかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今回の議案の一つでありました、一ツ葉有料道路の有料延長について、繰り返しになりますが、またお尋ねいたします。

当初は平成22年に無料化になる予定が、償還

が済まずに来年の2月まで有料期間が延びました。

ようやく無料になるタイミングと、高速道路の西都インターチェンジから春田バイパスとも接続され、市内中心部への移動がスムーズになり、ますます利便性が高まると期待しておりましたが、一ツ葉有料道路について、有料を延長することにした理由を、改めて知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 全国各地で自然災害が相次いでおります。台風15号の爪跡もかなりのものがあるわけではありますが、甚大な被害が発生する中で、昨年9月には、国から、国土強靱化に向けた緊急対策を3年間で集中的に実施するという方針が示されたところであります。

本県におきましても、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、自然災害への備えは急務であり、道路や公共施設の耐震化を進め、県土の強靱化を加速させていかなければならないと考えております。

このような中、一ツ葉有料道路についても、今後どのように耐震対策等を行っていくのか、財源の確保を含め、県議会や有識者会議の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。

私としましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果、無料化を願う県民の期待に沿うことはできませんでしたが、県民の皆様の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、早急に耐震対策等を実施することが重要であり、その財源を確保するためには、有料を延長する必要があるとの判断に至ったところであります。

○重松幸次郎議員 橋梁の耐震化、そして防災減災の危機管理の上では、確かに重要なことだと理解いたします。

それでは、通行料金を値下げして、期間は10年と設定されましたけれども、今回、この議案の議決が得られた場合には、早期に耐震対策の工事に着工できるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 有料道路を継続した場合には、県道路公社が耐震対策等に必要な財源を一括して調達し、その後、通行料金を徴収して返済に充てることとなります。

このため、事業変更に係る同意について議決が得られた場合には、速やかに、道路公社が国へ変更許可の申請を行い、許可が得られ次第、耐震対策工事に向け、詳細設計や関係機関との協議に着手することができます。

県としましては、道路公社と連携し、一ツ葉有料道路の耐震対策の早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 まだまだ議論していかなくてはならないと思いますし、まだこれからも、一般質問での質問もあると思います。

有料だからこそ償還の原資となり、優先して着工できるということでもありますけれども、この議案、また委員会に付託されて、やがて本会議採決となります。その間、答弁いただいたことを参考にして、我が会派内でも、また協議してまいりたいと思います。

最後の質問になりました。

阿部文彦警察本部長、ようこそ宮崎へ。あえて前置きはせず、単刀直入にお伺いいたします。

県警察本部長就任に当たっての御決意を、お願いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 宮崎県の治安維持の責任者として、決意を述べさせていただきます。

県警察の運営につきましては、運営方針である県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察を基本に、県民の声に耳を傾け、地域の実情や時代の変化に適切に対応した業務遂行に努めること、事件・事故や南海トラフ地震等の災害に的確に対処するための準備を平素からしっかりと行うこと、この2つが特に重要であると考えているところであります。

私も可能な限り現場に出て、第一線と苦勞を分かち合いながら、県民の安全・安心のために全力を尽くす所存であります。皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解、御協力、御支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○重松幸次郎議員 宮崎県民の安心・安全のため、御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。代表質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時03分散会

